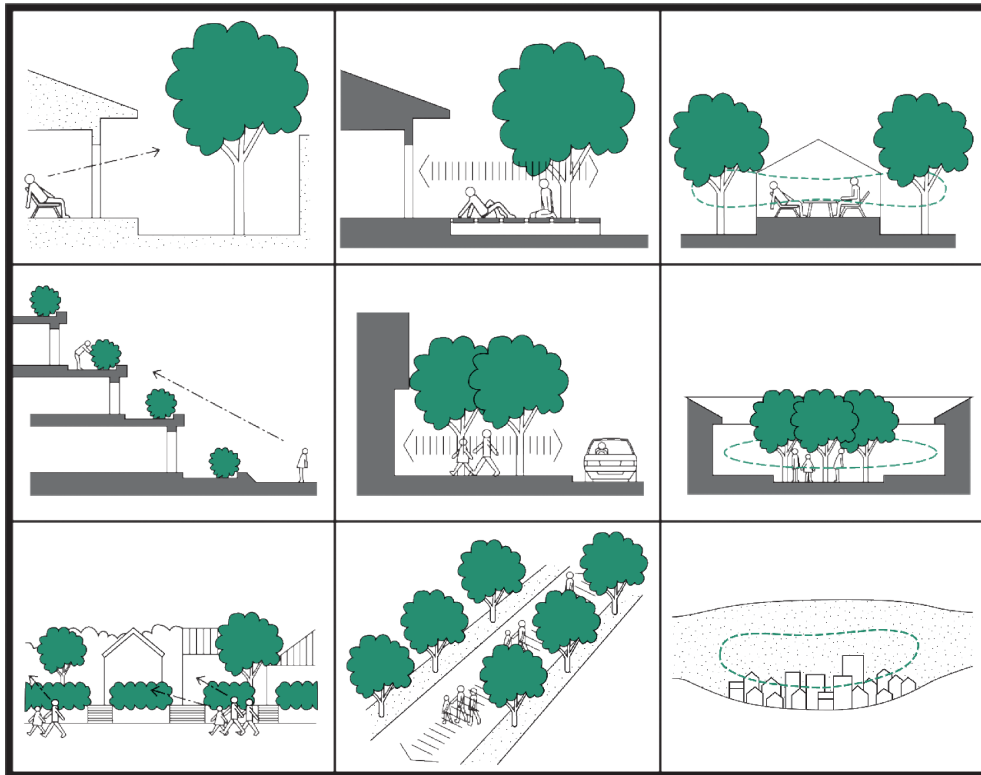


緑化計画書の手引



品川区防災まちづくり部公園課
令和8年4月改訂

この冊子は「品川区みどりの条例」第13条に基づき、敷地面積300㎡以上の建築行為等に
必要な緑化計画書の提出手続等について示したものです。

目 次

1. 緑化計画書の届出対象	1
2. 緑化計画書の手続きフロー	2
3. 用語について	3
4. 緑化計画書・変更計画書の提出および作成要領	4
5. 緑化完了届の提出および作成要領	5
6. 緑化の基準	6
7. 緑地の配置	12
8. 長さの算定	14
9. 緑地面積の算定	15
10. 植栽の標準	18
11. 植栽における留意事項	19

— 参 考 —

○ 図面等（例）

● 緑化計画書	24
● 土地利用計画図	25
● 緑化計画平面図・断面図	26
● 植栽樹木一覧表	27
● 緑化面積等計算図	28
● 緑化面積等計算書	29

○ 植栽

植栽の時期及び年間管理作業表	30
植栽の樹種・特徴	31

各種制度等

● みどりの顕彰制度	36
● 屋上緑化等助成	37
● 生垣助成	38
● 保存樹制度	38

付 書式・条例・施行規則 ※裏表紙からご覧ください

● 品川区みどりの条例	47
● 品川区みどりの条例施行規則（抜粋）	44
● 緑化計画にかかわる書式類	42

1 緑化計画書の届出対象

品川区では、「品川区みどりの条例」に基づいて、みどりの保全や緑化の推進を図るため特定の建築行為等に対して緑化指導を行うとともに、緑化計画書、緑化完了届の届出を義務づけています。

	特定の建築行為等*	担当窓口
届出対象	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積300㎡以上の建築行為等* (公共施設については敷地面積250㎡以上の建築行為等) 	<ul style="list-style-type: none"> 防災まちづくり部公園課 みどりの係 ☎5742-6799 ※受付時間 平日8:30~17:15 根拠とする条例、規則 「品川区みどりの条例」 「同施行規則」

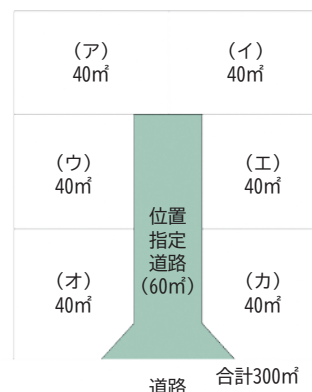
※300㎡未満であっても、みどりの保護や育成に努めて下さい。

注) *…ここでいう「建築行為等」とは以下の行為をさします。

対象となる行為	規模
① 建築基準法第6条第1項に規定する確認を必要とする建築行為	敷地面積300㎡以上 (公共施設については敷地面積250㎡以上)
② 建築基準法第18条第2項に規定する通知を必要とする建築行為	
③ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	
④ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第2条第1項第8号に規定する指定作業場を設置する行為*	

*自動車駐車場は、自動車等の収容能力が20台以上のものに限る。

例 対象となる行為(6つの宅地を造成する場合)



合計面積が300㎡以上のため、届け出対象となる

※品川区へ緑化計画書を提出した計画については、「東京における自然の保護と回復に関する条例」第14条に基づく東京都への緑化計画の届出は不要です。

○緑化計画書の手引及び各様式は、品川区役所HPにて公開しています。トップページから検索して頂き、緑化計画認定事務のページをご覧ください。

品川区HP <http://www.city.shinagawa.tokyo.jp>

サイト内検索

緑化計画書

検索

○「品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱」及び「品川区ワンルーム形式等集合建築物に関する指導要綱」に関することは景観担当へお問い合わせ下さい。

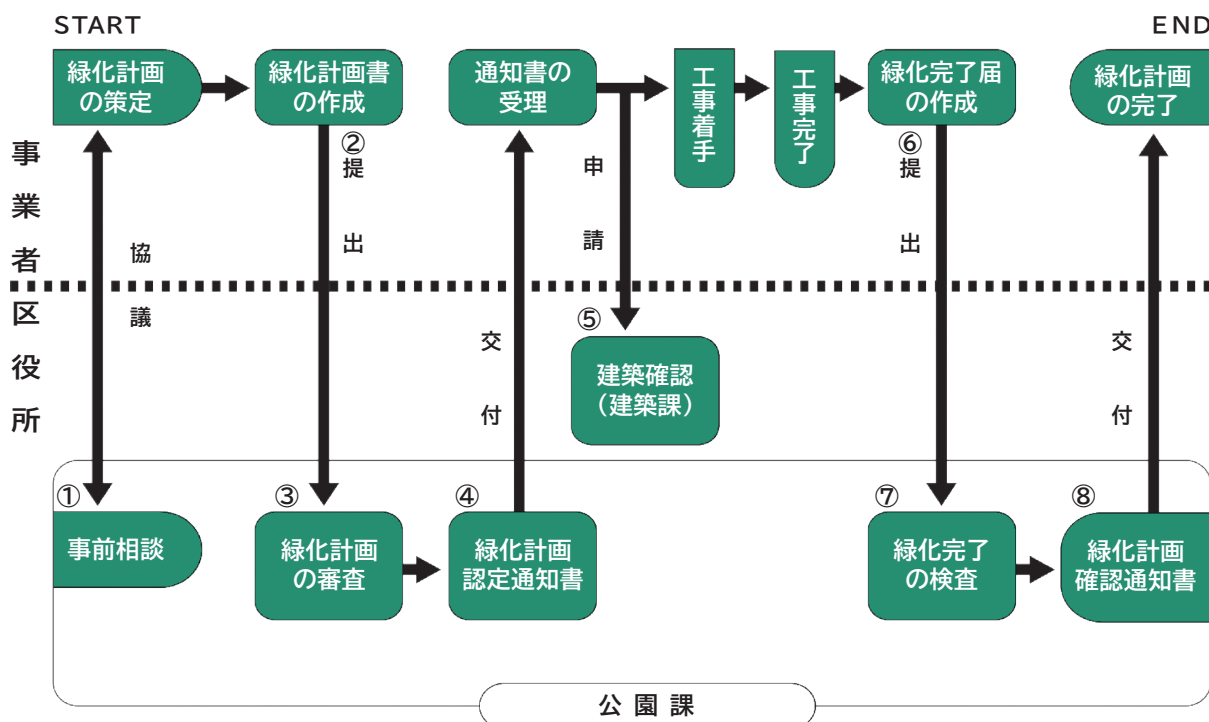
都市環境部都市計画課景観担当 ☎5742-6534

○「品川区景観計画」に基づく緑化の指導については景観担当へお問い合わせ下さい。

都市環境部都市計画課景観担当 ☎5742-6534

2 緑化計画書の手続きフロー

緑化計画の策定から完了までは次のような流れになります。



①事前相談

・緑化計画書を作成する前に、計画の内容について公園課に相談してください。また、品川区景観計画の届出対象の物件については、都市計画課にご相談ください。

②緑化計画書の作成

・建築行為等の内容や緑化計画図・現況写真等を添付した緑化計画書を作成し、公園課へ提出してください。詳しくは後述の「4. 緑化計画書・変更計画書の提出および作成要領」を参考にしてください。

③緑化計画書の審査

・提出された緑化計画書の内容が、「品川区みどりの条例」の基準と適合しているかを審査します。

④緑化計画認定通知書の交付

・審査の結果、条例に適合していると認められた場合、事業者に「緑化計画認定通知書」を交付します。なお、提出した緑化計画書の内容を変更するときは、変更届の提出が必要となる場合がありますのでみやかに公園課に連絡してください。

⑤建築確認の申請（建築課）

・建築確認の申請をする前に、公園課で緑化計画書の認定を受けてください。
緑化計画書は、建築確認の2週間前までに、都市計画課の要綱に該当する物件については、事前協議書提出と同時期に提出してください。

⑥緑化完了届の作成

・緑化工事が完了した後、しゅん工写真等を添付した緑化完了届を提出してください。詳しくは、「5. 緑化完了届の提出および作成要領」を参考にしてください。

⑦緑化完了届の検査

・計画書どおりに緑化が実施されたかを、提出された書類の審査により確認します。

⑧緑化計画確認通知書の交付

・緑化完了届の検査により、計画書どおりの緑化が確認された場合、事業者に「緑化確認通知書」を交付します。

3 用語について

この手引で使用する用語の意味および定義は次のとおりです。

- (1) 緑地 樹木や草本で裸地が目立たないように覆われている土地、およびこれらと一体となっている池などの水辺をいう。ただし、植栽地幅30cm以上とし、縁石は含めない。緑地は透水面を原則とするが、人工地盤やアスファルト舗装などの不透水面であっても、移設が困難な植栽ますや樹木の樹冠投影部分は、緑地として取り扱うことができる。
- (2) 樹冠 樹木の枝葉の広がっている範囲をいう。
- (3) 投影 ある物体の形を鉛直方向の平面上に示すこと。土地に対して垂直に示すのではない。
- (4) 接道部 敷地のうち、道路（公道、私道のほか、通常、一般の通行の用に供される道、通路、水路等）に接する各部分をいう。
- (5) 接道部長さ 接道部の総延長をいう。ただし前面道路から3m以上の高低差がある接道部分は除く。
- (6) 屋上 建築物等の屋根部分をいう。
- (7) 壁面 建築物等の外壁面部分をいう。
- (8) ベランダ等 建築物等の側面で外部に突出又は外部と一体になった構造をもつ部分をいう（バルコニーを含む）。
- (9) 緑化 既存の緑地や、新たな緑地を確保・創出すること。
- (10) 用途地域 都市計画法第8条第1項で定められた用途地域をいう。
- (11) 法定建蔽率 建築基準法第53条の規定により定められた、敷地面積に占める建築面積の割合をいう。ただし、緩和措置などにより法定建蔽率が変わる場合は、変更後の数値をいう。
- (12) 敷地面積 確認申請の単複や土地の分筆によらず同一事業主が所有する一団の敷地をいう。
- (13) 建築面積 建築基準法施行令第2条第1項第2号で定められた建築面積をいう。
- (14) 高木 既存、新植の別を問わず、高さ3.0m以上の樹木をいう。
- (15) 中木 既存、新植の別を問わず、高さ1.5m以上の樹木をいう。
- (16) 低木 高木、中木以外で高さ0.3m以上の樹木をいう。ただし地被植物に含まれる樹木を除く。
- (17) 地被植物 シバ類、シダ類などの多年生草本、ツタ類などのつる性植物、フッキソウなどの低木のうち、高さ0.3m未満で地表を覆う植物をいう。
なお、コケ類は地被植物に含まれません。
- (18) つる性植物 フジ、ツタ類、カズラ類等の樹木・多年生草本性のつる植物をいう。

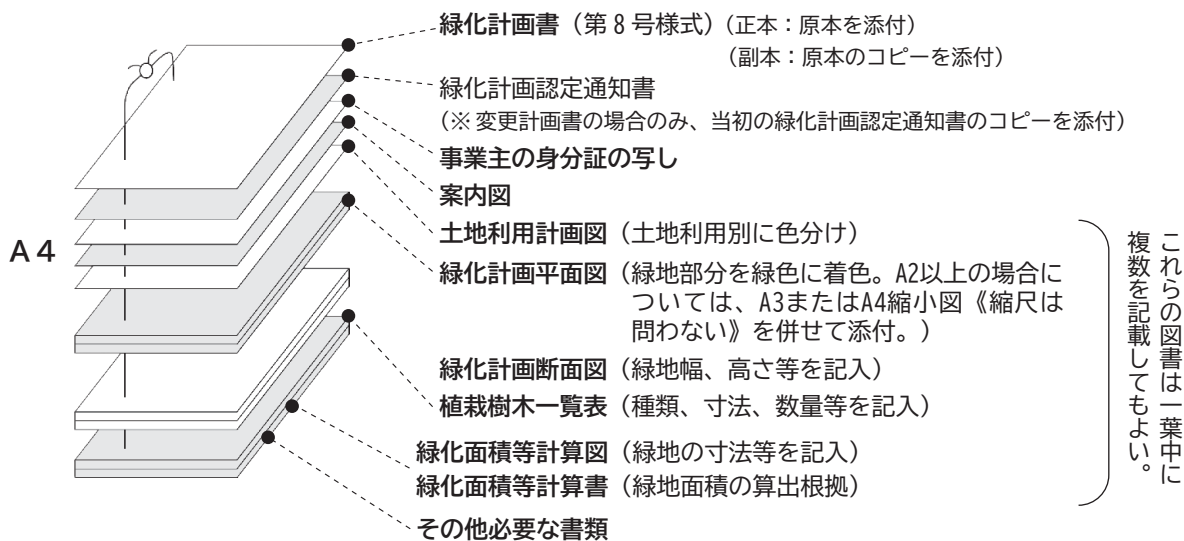
4 緑化計画書・変更計画書の提出および作成要領

4-1 緑化計画書の提出

対象となる施設の建築主または管理者は、当該施設計画の工事等の着手前に（建築確認を受ける場合はその申請の前に、また、建築計画の通知を要する場合は通知する前に）、「緑化計画書」を正・副各一部、計二部作成し、公園課へ提出してください。なお、第三者から「品川区情報公開条例」に基づく開示請求があった場合、原則開示対象になります。

4-2 緑化計画書の作成要領 (P. 23 からの記入例・作成例もご参照ください)

緑化計画書（正・副）には、それぞれ下図・表の図書を添付してください。図表は、右開きのA4サイズに折って提出してください。



図書名		記載内容等
緑化計画書		第8号様式（品川区役所HPにてダウンロード。）
添付図書	事業主の身分証の写し	事業主が個人の場合は、運転免許証等の写し等、事業主が法人の場合は、代表者事項証明書の写しを添付すること。代表者事項証明書で事業主の氏名が確認できない場合、氏名が確認できるHPの写し等を追加で添付すること。
	案内図	当該地の位置を明示し所在地を住居表示で記入する。
	土地利用計画図	計画平面図中に、設置予定施設および道路後退部や建築物、共用スペース、駐車場の土地利用計画を記載し、土地利用区分別に色分けをする。
	緑化計画平面図	緑地の区域、および植栽・残存する樹木等の種類・高さ・本数（または密度）を記入する。また、緑地は緑色で着色し、敷地境界は赤線で囲む。なお、増・改築の場合は施工前の図も添付する。
	緑化計画断面図	当該断面部の植栽状況を図示し、植栽の種類・高さ・本数（または密度）、接道空地幅、緑地幅、土留の高さ、地盤の高さ（人工地盤は土盛厚等）を記入する。また、塀、フェンス等を設置する場合は、その位置、高さを記入する。
	植栽樹木一覧表	当該計画地に植栽・残存される樹木等の種類・形状寸法・本数（または密度）を集計・記載する。
	緑化面積等計算書	緑地の位置を図示し、敷地面積（複数の用途地域を含む場合は各用途地域ごとに算出）、緑地の寸法、緑地面積、接道部長さ、接道部緑化長さおよび建築面積を記入する。
	緑化面積等計算書 その他必要な書類	緑地面積の算出根拠を記載する。（電子データ可、P.29参照） 指示された図面・写真等。（既存緑地を算入する場合はその写真を添付）

*添付図書は一葉中に複数の内容を記載してもよい。

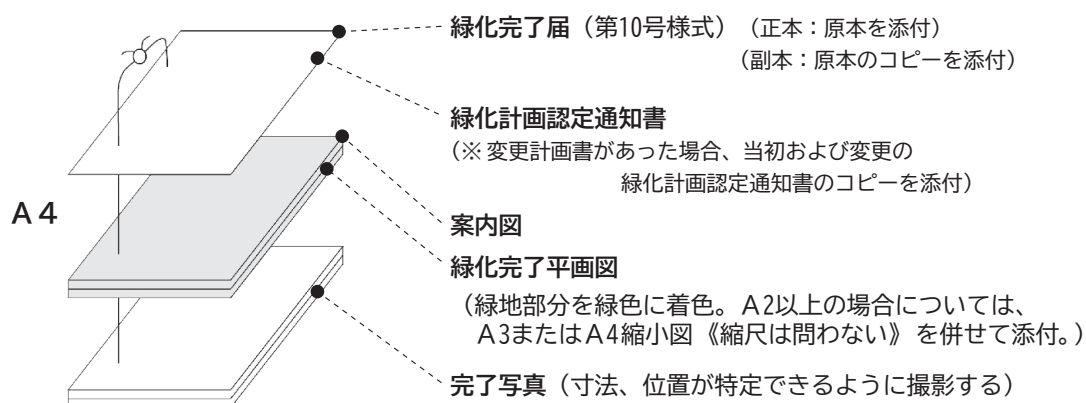
5 緑化完了届の提出および作成要領

5-1 緑化完了届の提出

対象となる施設の建築主または管理者は、当該施設の緑化が完了したときは、直ちに「緑化完了届」を正・副各一部、計二部作成し、公園課へ提出してください。

5-2 緑化完了届の作成要領

緑化完了届（正・副）には、下図・表の図書を添付してください。図表は、右開きのA4サイズに折って提出してください。



図書名		記載内容等
緑化完了届		第10号様式（品川区役所HPにてダウンロード。）
緑化計画認定通知書		対象施設の緑化計画認定通知書（第9号様式）のコピー
添 付 図 書	案内図	当該地の位置を明示し所在地を住居表示で記入する。
	緑化完了平面図	要領は緑化計画平面図に同じ。 ※写真を撮影した方向および対応する写真番号を記入する。 ※緑地の管理責任者の住所、氏名、電話番号を記入する。
	完了写真	写真（カラー）は、植栽の形状・寸法が分かるようにスケールを必ず添えて、植栽の全体および個々の状況が判別できるように撮影すること。また、接道部緑化については、道路との関係が明らかな写真を含めるものとする。 添付写真はA4サイズ用の紙に貼付し、完了平面図中の写真番号と対応する写真番号を記入する。

6 緑化の基準

6-1 民間施設の地上部緑化基準（敷地面積300㎡以上の建築行為等を行う場合）

地上部においては、接道部の緑化と敷地内（地上部）の緑化の二つの緑化基準を設けています。特に接道部緑化に重点を置いていますので、接道部の塀やフェンス等は、できる限り生垣等により緑化してください。また、いずれの場合も、既存の緑地は可能な限り保全するとともに、周辺の景観や環境に配慮してください。

①接道部緑化

接道部緑化長さは、「接道部長さ」に下記の接道部緑化率を乗じて得られる長さ以上になるようにしてください。接道部緑化率は、建築用途および敷地面積によって異なります。

なお、長さの基準については、後出「8. 長さの算定」を参考にしてください。

$$\text{接道部緑化長さ} \geq \text{接道部長さ} \times \text{接道部緑化率}$$

壁面、バルコニー等において、緑化部分が地上高3m以内で道路から見る事ができれば、接道部緑化として認める場合があります。

塀やフェンスを接道部に設ける場合は、後出「11. 植栽における留意事項」に従って、道路側を緑化するようにしてください。

駐車場・駐輪場の他、日常的な通路となるような踏圧を受ける植栽については、接道部緑化に算定しません。（「9. 緑地面積の算定」参照）

接道部緑化率

建築用途	敷地面積 (㎡)					
	500未満	500以上 ~ 1,000未満	1,000以上 ~ 3,000未満	3,000以上 ~ 10,000未満	10,000以上 ~ 30,000未満	30,000以上
・住宅	4/10	5/10	6/10	7/10		8/10
・事務所 ・店舗 ・工場 ・ホテル ・寺社 ・駐車場 等	2/10	3/10	5/10	6/10	7/10	
・学校 ・病院 ・保育園 ・美術館 等	4/10	6/10	7/10		8/10	
・屋外運動競技施設 ・処理場 等	6/10	7/10			8/10	
その他（倉庫等）	3/10		6/10		7/10	

*複数の建築用途を含む場合は、床面積に関わらず基準値の平均とする。

*旗竿敷地等の接道部緑化については、別途ご相談ください。

②敷地内緑化(地上部緑化)

地上部緑化面積は、「敷地面積」に下表の中の地上部緑化面積率を乗じて得られる面積以上になるようにしてください。(「9. 緑地面積の算定」参照)

地上部緑化面積率は、用途地域によって異なります。

$$\text{地上部緑化面積} \geq \text{敷地面積} \times \text{地上部緑化面積率}$$

地上部の緑化は、「10. 植栽の標準」に従って地上部緑化面積に応じた一定量の高木、中木、低木を植栽してください。

また、やむを得ない事由により、地上部緑化面積が確保出来ない場合に限り、基準面積の合計50%までを屋上、壁面、バルコニー等の緑化面積に振り替えることができます。

用途地域	地上部緑化面積率
<ul style="list-style-type: none"> 法定建蔽率が建築基準法第53条第1項第1号の規定により50%とされている第1種低層住居専用地域 	$(1 - \text{法定建蔽率}^*) \times 0.4$
<ul style="list-style-type: none"> 上記以外の第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 準工業地域 工業地域 第1種住居地域 第2種住居地域 	$(1 - \text{法定建蔽率}^*) \times 0.3$
<ul style="list-style-type: none"> 商業地域 近隣商業地域 	0.05

*法定建蔽率は、緩和措置等により変更となる場合、変更後の数値を用いる。

*複数の用途地域にまたがる場合は、各々の用途地域ごとの面積を乗じた計とする。

総合設計制度等を適用して計画する建築物の敷地又は再開発等促進区(地区整備計画が定められている区域に限る。)、高度利用地区若しくは特定街区内の施設に該当する場合は上記の基準にかかわらず、下記の表によって地上部緑化面積を算定してください。

(総合設計制度等とは建築基準法第59条の2、第86条第1項から第4項までまたは第86条の2第1項から第3項までに規定するものをいいます)

敷地面積	地上部緑化面積
5,000㎡未満の場合	$(\text{敷地面積} - \text{建築面積}) \times 0.3$
5,000㎡以上の場合	$(\text{敷地面積} - \text{建築面積}) \times 0.35$

*行政界にまたがる場合は、別途相談ください。

6-2 民間施設の屋上、壁面、バルコニー等緑化基準 (敷地面積 1,000 m²以上の建築行為等を行う場合)

敷地面積1,000m²以上の建築行為等を行う場合については、地上部の緑化基準に加え、屋上、壁面、バルコニー等（以下「屋上部」という）の緑化基準を設けています。

屋上部の緑化面積は、下記の式によって算定してください。

なお、壁面とは建築物の外壁を指し、塀や外構における造作物は含まれません。

$$\text{屋上、壁面、バルコニー等緑化面積} \geq \text{建築面積} \times 0.2$$

屋上部の緑化には「10. 植栽の標準」は適用されません。ただし、屋上、バルコニー等の場合は土壌（人工・軽量土壌を含む）が5cm以上あること、壁面の場合は十分な植栽基盤を確保することが条件となります（「9. 緑地面積の算定」参照）。上部が緑化されていても、土壌がなく人工芝やマットのみが緑化基盤となっている場合は緑化面積には含まれません。

総合設計制度等を適用して計画する建築物の敷地又は再開発等促進区（地区整備計画が定められている区域に限る。）、高度利用地区若しくは特定街区内の施設に該当する場合は上記の基準にかかわらず、下記の式によって屋上部の緑化面積を算定してください。

$$\text{屋上、壁面、バルコニー等緑化面積} \geq \text{建築面積} \times 0.3$$

また、基準面積を全て地上部緑化面積をもって振り替えることもできます。

6-3 公共施設の地上部緑化基準

①接道部緑化

接道部緑化長さは、「接道部長さ」に次表の接道部緑化率を乗じて得られる長さ以上になるようにしてください。接道部緑化率は、建築用途および敷地面積によって異なります。

なお、長さの基準については、後出「8. 長さの算定」を参考にしてください。

$$\text{接道部緑化長さ} \geq \text{緑道部長さ} \times \text{接道部緑化率}$$

壁面、バルコニー等において、緑化部分が地上高3m以内で道路から見る事ができれば、接道部緑化として認める場合があります。

塀やフェンスを接道部に設ける場合は、後出「10. 植栽の標準」に従って、道路側を緑化するようにしてください。

駐車場・駐輪場の他、日常的な通路となるような踏圧を受ける植栽については、接道部緑化に算定しません。（「9. 緑地面積の算定」参照）

接道部緑化率

敷地面積 (㎡)	建築用途				
	1,000未満	1,000以上 ～ 3,000未満	3,000以上 ～ 10,000未満	10,000以上 ～ 30,000未満	30,000以上
学校・公園 庁舎・出張所等	6/10	7/10		8/10	

②敷地内緑化（地上部）

地上部緑化面積は、次表の基準に従って確保するようにしてください。緑化面積の基準は、対象施設および用途地域によって異なります。

地上部の緑化は、「10. 植栽の標準」に従って地上部緑化面積に応じた一定量の高木、中木、低木を植栽してください。

また、やむを得ない事由により、地上部緑化面積が確保できない場合に限り、基準面積の合計50%までを屋上、壁面、バルコニー等の緑化面積をもって振り替えることもできます。

対象施設	基準							
学校・庁舎等	1. 敷地面積250㎡以上の施設は、下表による緑地面積を確保する。							
	用途地域	緑化面積率						
	<ul style="list-style-type: none"> ・法定建蔽率が建築基準法第53条第1項第1号の規定により50%とされている第1種低層住居専用地域 	敷地面積×(1-法定建蔽率)×0.4						
	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の第1種低層住居専用地域 ・第1種中高層住居専用地域 ・第2種中高層住居専用地域 ・準工業地域 ・工業地域 ・第1種住居地域 ・第2種住居地域 	敷地面積×(1-法定建蔽率)×0.3						
<ul style="list-style-type: none"> ・商業地域 ・近隣商業地域 	敷地面積×0.05							
	<p>ただし、総合設計制度等を適用して計画する建築物の敷地又は再開発等促進区(地区整備計画が定められている区域に限る。)、高度利用地区若しくは特定街区内の施設に該当する場合は上記の表にかかわらず、下記の表による地上部緑化部緑化面積を確保する。</p> <table border="1" data-bbox="331 1189 1385 1330"> <thead> <tr> <th>敷地面積</th> <th>地上部緑化面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000㎡未満の場合</td> <td>(敷地面積-建築面積)×0.3</td> </tr> <tr> <td>1,000㎡以上の場合</td> <td>(敷地面積-建築面積)×0.35</td> </tr> </tbody> </table>		敷地面積	地上部緑化面積	1,000㎡未満の場合	(敷地面積-建築面積)×0.3	1,000㎡以上の場合	(敷地面積-建築面積)×0.35
敷地面積	地上部緑化面積							
1,000㎡未満の場合	(敷地面積-建築面積)×0.3							
1,000㎡以上の場合	(敷地面積-建築面積)×0.35							
道路	<p>1. 歩道幅員2.5m以上の道路については、8.0m以内の間隔で街路樹を植栽し、幅員0.3メートル以上の歩道緑地帯を設ける。</p> <p>2. 歩道幅員2.5m未満の道路については、可能な限り樹木を植栽し、緑地を確保する。</p>							
公園	<p>1. 一般公園・児童遊園については、敷地面積の30%以上の面積を緑化する。</p> <p>2. 広場型公園(特定児童遊園を含む)については、敷地面積の20%以上の面積を緑化する。</p>							
河川	<p>1. 各河川区域ごとに景観および緑量を考慮した緑化計画を策定し、可能な限り緑地を確保する。</p>							

6-4 公共施設の屋上、壁面、バルコニー等緑化基準

敷地面積250㎡以上の建築行為を行う場合については、地上部の二つの緑化基準に加え、屋上、壁面、バルコニー等の緑化基準を設けています。

屋上、壁面、バルコニー等緑化面積は、下記の式によって算定してください。

$$\text{屋上、壁面、バルコニー等緑化面積} \geq \text{建築面積} \times 0.2$$

ただし、総合設計制度等を適用して計画する建築物の敷地又は再開発等促進区（地区整備計画が定められている区域に限る。）、高度利用地区若しくは特定街区内の施設に該当する場合は上記の基準にかかわらず、下記の式によって屋上、壁面、バルコニー等緑化面積を算定してください。

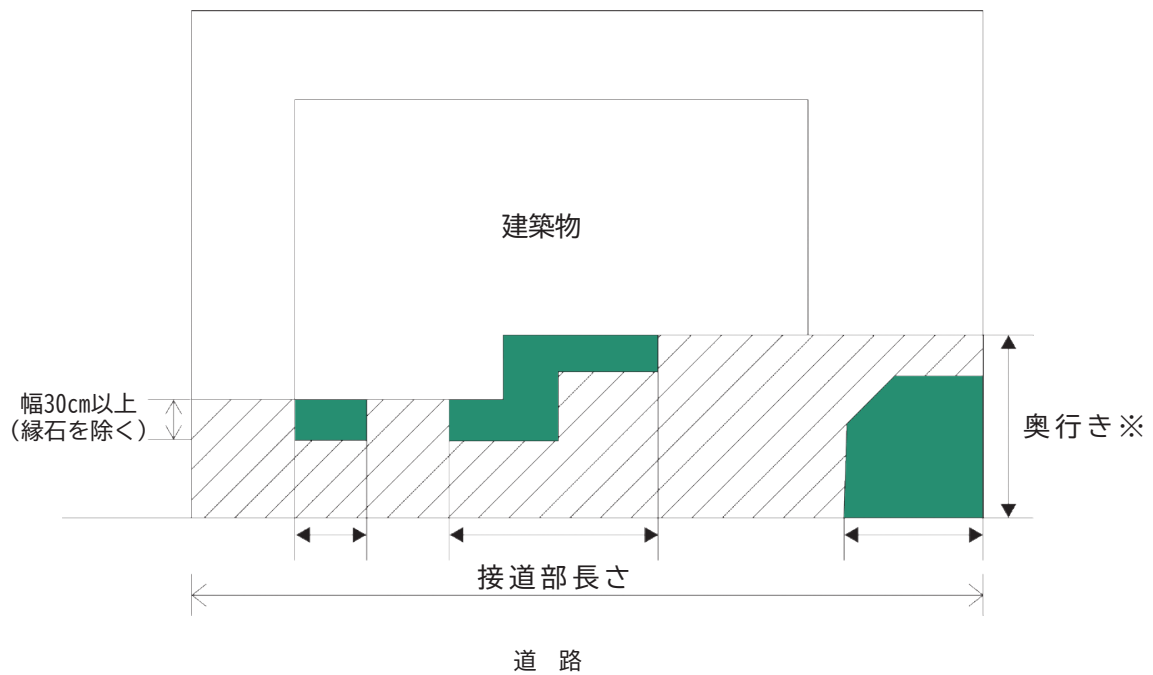
$$\text{屋上、壁面、バルコニー等緑化面積} \geq \text{建築面積} \times 0.3$$

また、基準面積を全て地上部緑化面積をもって振り替えることもできます。




7 緑地の配置

緑地は、接道部に設けることを基本とし、周辺環境や景観等を考慮して配置してください。
また、隣地境界との狭隘スペースや日照のほとんど当たらないような場所への植栽は極力避けてください。

なお、直接道路に接していない緑地であっても、接道部の範囲（下図参照）内にあり、塀やフェンス等で遮られておらず、道路から見通せる場合には、接道部緑地として扱えます。

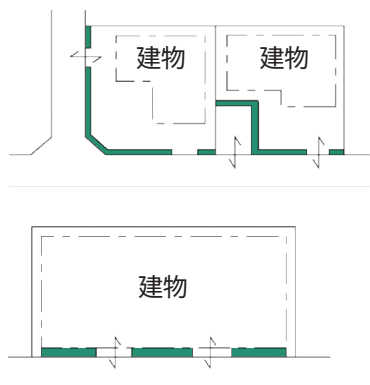


※接道部緑化として算定可能な奥行きは道路境界線から約5m以内までとする。（都市計画課の要綱により歩道状スペースがある場合は歩道状スペース内側から約5m以内までとする。）

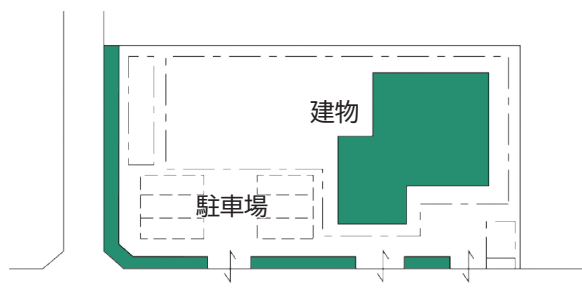
-  接道部の範囲
-  接道部の緑地
-  接道部緑化長さ

施設の規模や利用状況、接道部の長さの違いによる、緑地の配置例を以下に示します。

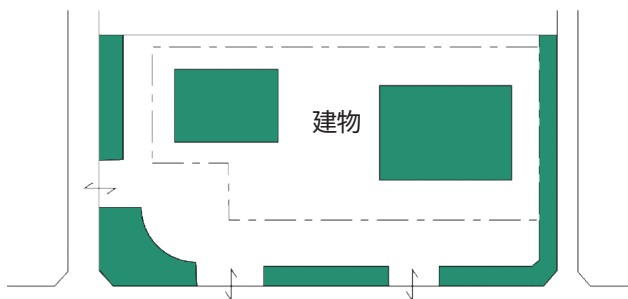
1. 小規模施設



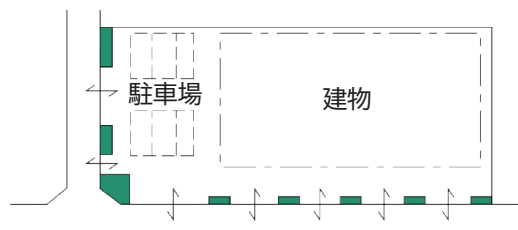
2. 中規模施設



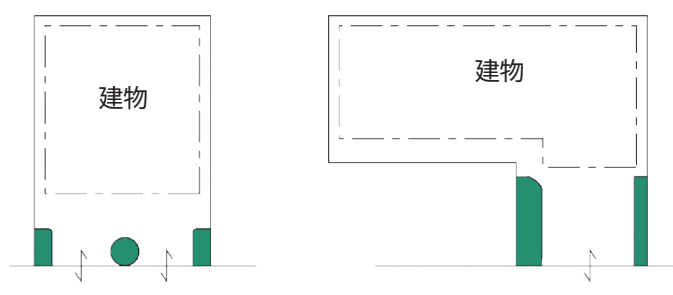
3. 大規模施設



4. 人、自動車等の出入りの多い施設



5. 接道部の短い施設



8 長さの算定

8-1 接道部長さ

接道部長さは、道路に接する長さの総延長とします。ただし、細街路やすみ切り、計画道路等により敷地後退する場合は、後退後の道路に接する長さの総延長とします。

8-2 接道部緑化長さ

接道部緑化長さは、「10. 植栽の標準」に従って緑化される接道部の土地の長さです。

直接道路に接していない接道部緑地の接道部緑化長さは、その緑地の両端から接道線に垂直に下ろした線によって限られる長さとしてします。緑量が多く視認できるよう高さのある樹木(高・中・低木)を中心に配置してください。

接道部長さおよび接道部緑化長さの算出については、下図・式を参考にしてください。(数値は小数点以下第2位までとし、第3位以下は切り捨てとする)



接道部長さ (L)

$$L = L_1 + L_2 + L_3 + L_4 + L_5$$

接道部緑化長さ (l)

$$l = l_1 + l_2 + l_3 + l_4 + l_5 + l_6 + l_7$$

$$\text{接道部緑化率} = l/L$$

8-3 緑化長さ

(1) 低木、地被類、生垣

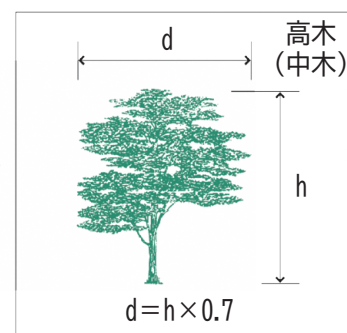
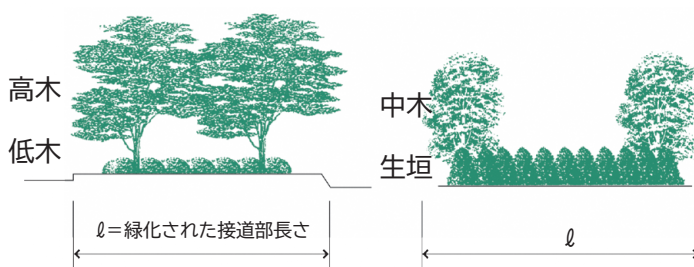
低木や地被類の緑地帯および生垣は、その長さがそのまま緑化長さになります。

(2) 独立樹(中木および高木)

中木および高木の独立樹は樹冠投影の幅が緑化長さになります。ただし、樹冠投影の幅と植栽帯および生垣などの緑化長さが重なる部分や独立樹どうしの緑化長さが重なる部分は重複算定できません。

高木の場合、樹冠投影の幅は2m、または高さの7割として算定することができます。

中木の場合、樹冠投影の幅は1m、または高さの7割として算定することができます。



d = 樹冠投影幅

9 緑地面積の算定

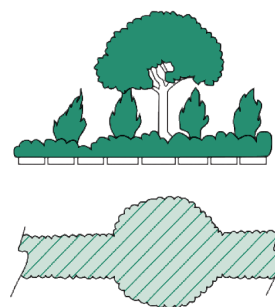
緑地面積は、樹木や草本で覆われている土地の面積および樹冠で覆われた土地の面積の総計です。次の方法および下図を参考にして算定してください。

9-1 緑地帯

区画して緑化される土地の面積で、植栽地幅30cm以上とし、縁石等は含みません。高木の樹冠投影面が区画した土地からはみ出ている場合は、その部分の面積を算入することができます。

高木の場合、樹冠投影の幅は2m、または高さの7割として算定することができます。

中木の場合、樹冠投影の幅は1m、または高さの7割として算定することができます。



9-2 独立樹

他の緑地面積から独立している中木および高木は、その樹冠投影面積を緑地面積として算定することができます。

樹冠投影面積は、高さの7割を直径として得られる円の面積、または高木の場合3㎡、中木の場合1㎡として描かれる円の面積で算定することができます。ただし敷地外部分や建物と重複する部分は除きます。(P.25参照)

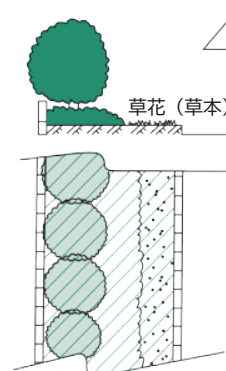
9-3 既存樹

既存にある樹木の面積については「9-2 独立樹」の面積の算定方法、もしくは以下の方法で算定することができます。なお、以下の算定方法を利用する場合には、該当する樹木の現況写真をお持ちの上、事前に窓口での協議が必要です。

- ① H= 5 m以上の既存樹木は樹高を直径とする円の面積
- ② 保存樹またはこれらに準ずるものについては樹高を直径とする円の面積×1.5
(①、②いずれの算定方法の場合も地上部緑化面積基準値の50%までとします)

9-4 混植

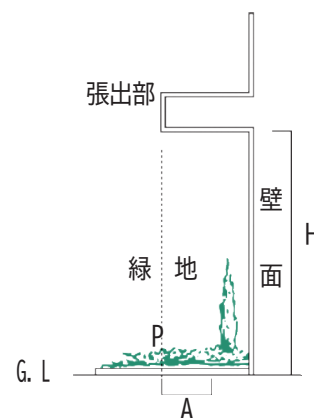
高木、中木、低木や地被類が混植している場合は、緑地面積が重なっていても、重複算定はできません。



※斜線が算定対象

9-5 地上部張出部下の緑地

地上部張出部下の緑地は、張出部の高さが緑地地盤面から2 m以上の場合は、先端部から高さの2割奥までを有効緑地範囲とします。



A有効範囲
 $A=H \times 0.2$

9-6 駐車・駐輪スペースの緑地および通路となる緑地

自動車・オートバイ・自転車などの車両を駐留するスペース（土地利用計画上の駐車場、駐輪場等）や、歩行者も含めた日常的な通路、専用庭にある植栽については、緑地として算定できません。これは踏圧を受けることにより緑地としての担保性が低くなるためで、緑化ブロック舗装やプロテクター類の植栽保護材を使用している場合も例外ではありません。

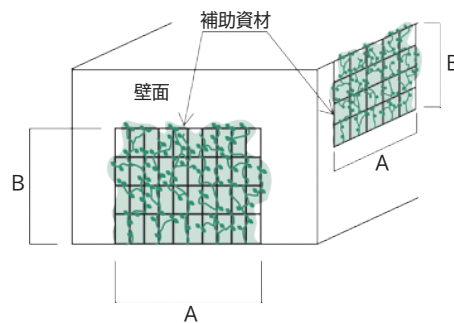
9-7 数値の考え方

少数点第2位まで表記し、小数点第3位切り捨てで数値は算出すること。

9-8 壁面

既につる植物等で覆われている建築物の壁面面積は全て算定できます。つる植物等が十分に生育していなくても、補助資材が設置されている場合は、補助資材で囲われた面積（例：A×B）を算定することができます。つる植物等が十分に生育しておらず（植栽時に1m未満）、補助資材を設置しない場合については植栽延長に幅1.0mを乗じた面積を算定できます。

壁面緑地面積は建築物に付随しているものやフェンスなど算入できます。可動構造物の壁面緑化は緑化面積として算入できません。



9-9 屋上・バルコナ

建築物と一体ないし堅固に固定された植栽地に植栽された部分は緑地として算入できます。しかし、容量100ℓ未満のプランターや鉢などの容易に移動可能な植栽地に植栽されたものは緑地として算入できません。

なお、植栽の種類に応じた植栽基盤厚については下図を参考にしてください。

(1)芝 草	A	C	C	C	C	C
(2)小 低 木	-	A	C	C	C	C
(3)大低木・中木	-	A	B	C	C	C
(4)浅根性高木	-	-	A	B	C	C
(5)深根性高木	-	-	-	A	B	C

盛土の厚さ	~15cm	30cm	45cm	60cm	90cm	150cm~
排水層の厚さ	5cm	10cm	15cm	20cm	30cm	30cm~

- ：植栽することが困難、生育不可能
- A：灌水によって水分を補えば生育可能
- B：若木の段階から植栽しておけば生育可能
- C：通常の維持管理だけで十分生育可能

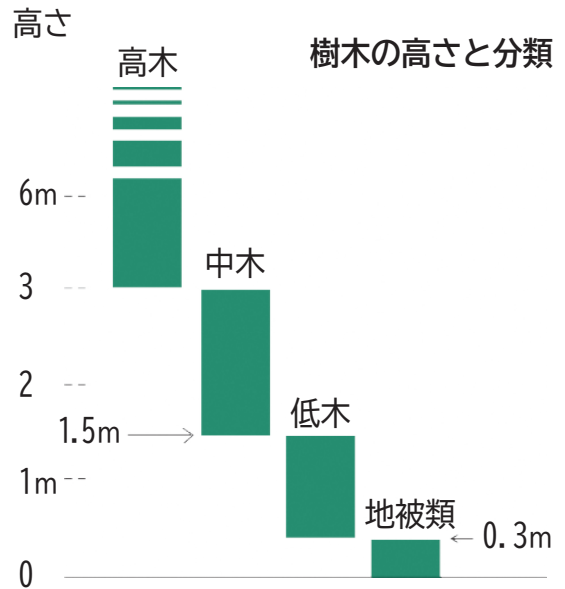
10 植栽の標準

植栽は、連続性と量感のある緑を確保することを主眼に、敷地の利用方法、周辺環境、植栽基盤、植栽する植物の種類や形状寸法などを考慮し、計画してください。

10-1 樹木の分類

常緑樹、落葉樹、針葉樹などの別にかかわらず、樹木の高さによって、高木、中木、低木、地被類の4つに分類します。

なお、分類の定義については前出「3. 用語について」を参考にしてください。



10-2 植栽密度（屋上部には適用しません）

地上部基準緑化面積10㎡につき、高木、中木をそれぞれ1本以上、低木を10株以上

例：地上部基準緑化面積が99. △△㎡の場合の基準本数 → 高木9本・中木9本・低木99株

緑地部分は、裸地が目立たないように全て樹木、地被類で覆うものとします。ただし残存している樹木については、植栽したものとみなします。なお、6m以上の高木については高木2本、9m以上の高木については高木4本とみなします。

また、敷地の形状や周辺環境その他の特別な理由により、上記の植栽が困難な場合は、区と協議のうえ、高木1本を中木3本に、中木1本を低木10本に換算することができます。ただし、この場合、高木1本を低木30本に換算することはできません。

なお、低木の密度は、下記を参考にしてください。

枝幅 (W)	1㎡当たりの株数	枝幅 (W)	1㎡当たりの株数
W= ~30cm	10~16株/㎡	W= ~70cm	3株/㎡
W= ~40cm	6~9株/㎡	W= ~80cm	2株/㎡
W= ~50cm	4~5株/㎡	W= ~90cm	1.5株/㎡
W= ~60cm	3~4株/㎡	W= ~100cm	1株/㎡

11 植栽における留意事項

11-1 緑石等の高さ

みどりには目の疲れを癒し、精神をリラックスさせる作用があります。歩行者の目に緑地が映るよう、緑地帯の縁石等の高さは極力低くしてください。

なお、道路側地盤面から 50 cm の高さを超えた場合接道緑化長さとして算定できません。

※緑化面積には算定可能。

※低木以上を植えれば接道緑化長さに算定可能。

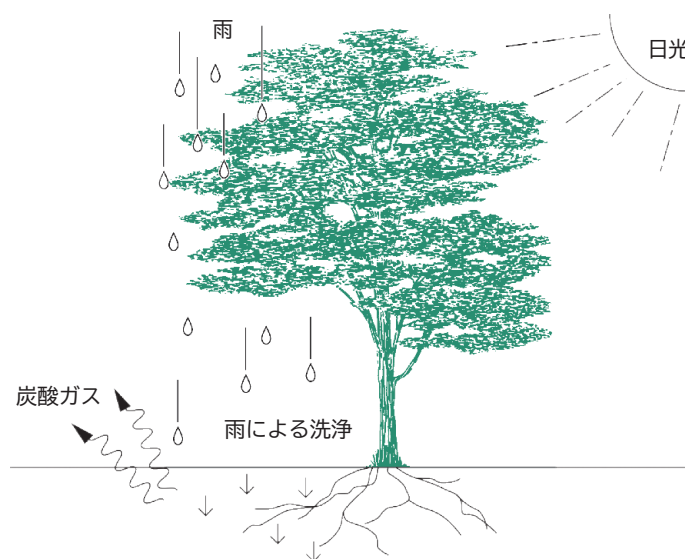
11-2 植栽基盤の確保

植物のよりよい生長を促すため、有効土層厚および優良土壌の確保に努めてください。

11-3 日光、降水の確保

1 日に 3 時間以上の日光と降雨が直接あたる場所に緑地帯を設けることが理想です。

降水は水分を補うだけでなく、葉や幹についた汚れを落とし、さらに土壤にたまった炭酸ガスを追い出して、根の呼吸に必要な酸素を供給する役目をもっています。

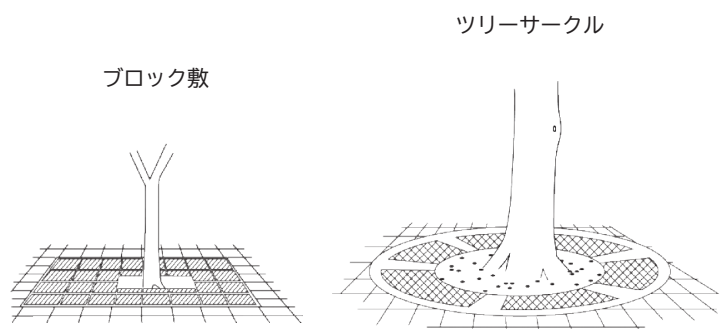


11-4 風通し

植物の生長は、強風にあたると阻害され、乾燥して枯れることがあります。また、逆に空気が動かない場所でも生長は大変悪くなり、病害虫が発生する原因ともなります。そよ風くらいの空気の流れが最適です。屋上においては、風対策を十分に行ってください。高木を植栽する際にはなるべく独立して植栽することを避け支柱を設置することや、風自体を軽減させるために生垣・フェンスの設置などの対策を検討してください。

11-5 独立樹の根元保護

根元が踏み固められないように注意してください。また周辺を舗装する場合は、透水性のある材料を使用したり、樹木の周囲をツリーサークル等で保護するなどの配慮をしてください。



11-6 生長する植物

新植する樹木は植え易く、活着し易いように根と地上部の枝を切っています。植栽当初は寂しく感じても、2～3年経つと枝張りが旺盛になり、その後も生長を続けます。



11-7 落ち葉

植物は、二酸化炭素や亜硫酸ガス、窒素酸化物など、人に有害な物質を吸着し、人に不可欠な酸素を作り出しています。落ち葉は、植物が空気をきれいにするという役目を果たした結果です。

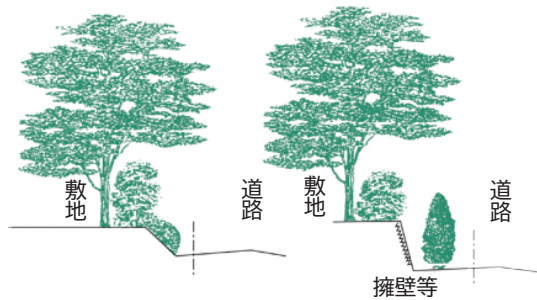


11-8 接道部

道路と接道部緑地との間に段差があったり、特殊な土地利用区分に接道部緑地が接している場合には以下のような道路から歩行者目線で見えるように植栽してください。

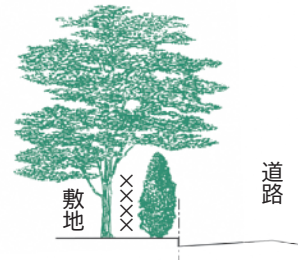
①敷地と道路の高低がある場合

段差の部分は極力傾斜地とし、斜面に植栽
(困難な時は、擁壁前面に植栽)



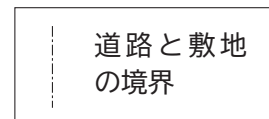
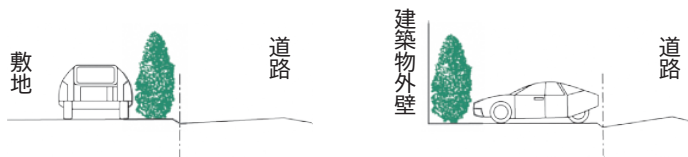
②フェンス等を設ける場合

生垣等を植栽（フェンス等の前面）
フェンスの背面に植栽を配置する場合は、透過性のあるフェンスを使用するか、フェンスより高い樹木を植栽してください。



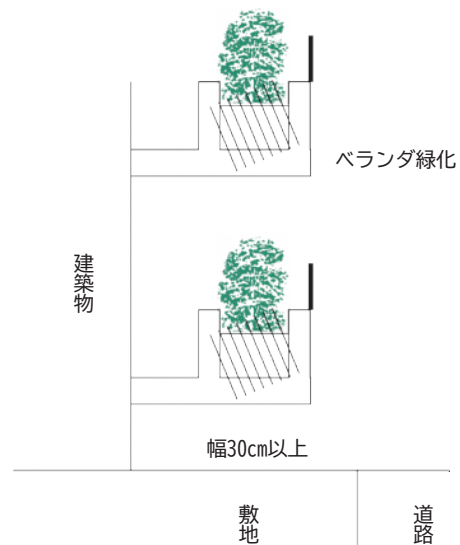
③駐車場のある場合

生垣等を植栽
(道路側または建築物側)



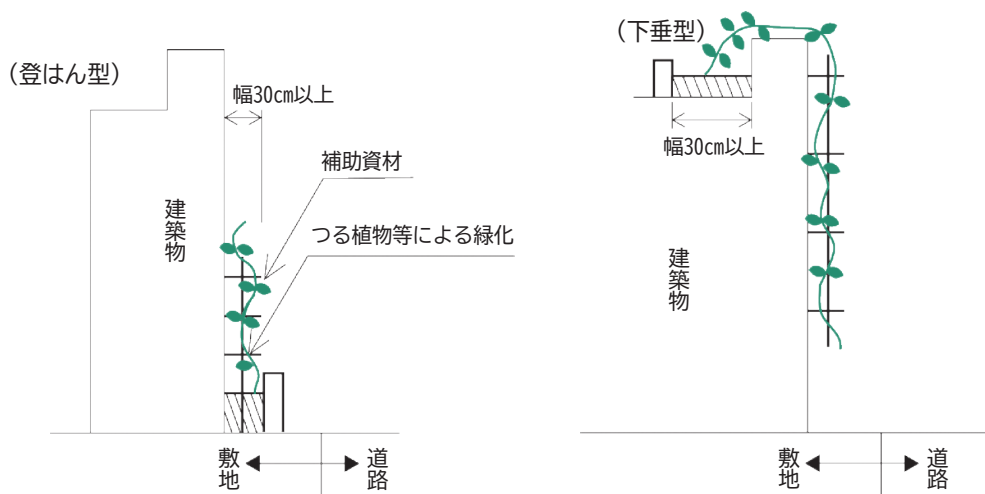
11-9 屋上・ベランダ

屋上、ベランダ等においては、荷重条件に注意し、十分な植栽基盤の確保、建物防水層の保護対策、落下・転落防止の安全対策、排水対策、水遣り方法、避難路の確保などに配慮してください。また、美観の形成にも配慮してください。



11-10 壁面

屋上、バルコニー等の留意点と同様、十分な植栽基盤の確保、水遣り方法、美観の形成に配慮し、必要に応じて補助資材を設けるようにしてください。



11-11 樹種等の選定について

緑化の際は、東京都環境局作成の「植栽時における在来種選定ガイドライン（東京都環境局）」を基本とし、P31～P35を参考に樹種を選定してください。また、環境省選定の「生態系被害防止外来種リスト」掲載種は使用しないでください。

※「植栽時における在来種選定ガイドライン（東京都環境局）」の詳細は、東京都環境局ホームページをご覧ください。

東京都環境局 在来種選定ガイドライン

検索

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/nature/green/green_biodiv/ns_guidelines.html>

— 参 考 —

○ 図 面 等

緑化計画書（記入例）

土地利用計画図（例）

緑化計画平面図・断面図（例）

植栽樹木一覧表（例）

緑化面積等計算図（例）

緑化面積等計算書（例）

○ 植 栽

植栽の時期及び年間管理作業表

植栽の樹種・特徴

○ みどりの顕彰制度 他

○ 書式・条例・施行規則 ※裏表紙からご覧下さい

品川区みどりの条例

品川区みどりの条例施行規則（抜粋）

緑化計画にかかわる書式類

緑化計画書（記入例）

品川区長 へ

年 月 日

緑化計画書 〔当初、変更（第 回）〕

代理人 住所 △△区△△4-5-6
氏名 (株) □□設計 広町 次郎
電話 03(5742)6799

事業主 住所 ○○区○○1-2-3
氏名 品川 太郎
電話 03(3777)1111

（法人にあっては、その事務所の所在地、名称および代表者の氏名）

緑化計画に関する権限を左記代理人に委任する。

品川区みどりの条例第13条第1項および第2項の規定により、下記のとおり
緑化計画書を提出します。

記

※には記入しないでください

建築物等の概要	建築物等の名称	(仮称) **マンション		番号	※ No. -		
	所在地	品川区 ☆☆ 1丁目 2番 3号		受付	※ 年 月 日 ()		
	用途地域	準工業地域	建築物用途	共同住宅	法定建蔽率	70 %	
	敷地面積	A 3293.93 m ²	建築面積	B 1270.40 m ²	建蔽率	38.56 %	
	施工予定	着工 22年 6月 10日 ~ 完了 23年 7月 20日			総合設計制度等		
	設計者	住所 △△区△△4-5-6 氏名 (株) □□設計		担当者 広町 三郎 電話 03-5742-6799			
緑化計画内			基準値	計画値	計画値の内訳		
	接道部	接道部長さ	163.92 m				
		緑化率	70 %	91.09 %	地上部	149.32 m	
		緑化長さ	114.74 m	149.32 m	壁面・バルコニー等	0 m	
	敷地内	地上部	緑化率	9.0 %	23.03 %		
			緑化面積	296.45 m ²	C 758.91 m ²	※屋上等への振替面積 () m ²	
			高木 (H≧3m)	29 本	40 本	(うち既存木 本)	
			中木 (3m>H≧1.5m)	29 本	70 本	(うち既存木 本)	
		低木 (1.5m>H)	296 株	2447 株	(うち既存木 株)		
		地被類・その他		地被類	110 m ² ・株	その他 m ² ・株	
	屋上部 敷地面積1,000m ² 以上の場合は必須	緑化率	20.0 %	D/B 21.80 %	屋上	171.98 m ²	
緑化面積		254.08 m ²	D 276.98 m ²	壁面	100.00 m ²		
				バルコニー	5.00 m ²		
敷地内緑化合計			E/A 31.44 %	C+D=E 1,035.89 m ²			
※							
※ 処理欄	担当	防災まちづくり部公園課みどりの係		氏名		電話	
	処理経過	年 月 日	緑化計画書受理				
		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日	認定 (区長印押印済)				
		年 月 日	認定通知書交付				

注) 計画値については振替換算値ではなく、全て実数値でご記入ください。

凡例

彩色	名称	基準値	計画値
	共用スペース	117.02㎡	161.52㎡
	歩道状スペース		130.14㎡
	沿道緑地		31.38㎡
	広場状スペース		0.00㎡
	憩いの場	120.00㎡	131.51㎡
	集いの場	60.00㎡	103.70㎡
	自動車駐車場	障害者用1台	障害者用1台
	停車スペース	1台	1台
	自転車等駐車場	150台	154台 (バイク15台)
	防火貯水槽	80t	80t
	消火器格納箱	1基	1基

- 共用スペースの面積計算 (敷地面積 1,170.20 m²)
式: 1,170.20 m² × 10% = 117.02 m²
- 憩いの場の面積計算 (55 m² 以上の住戸数 75 戸)
式: 30 m + (1.2 m × 75 戸) = 120.00 m²
- 集いの場の面積計算 (55 m² 以上の住戸数 75 戸)
式: 60 m + (0.6 m × (75 戸 - 75)) = 60.00 m²
- 自動車駐車場の台数計算
検討: 停車スペースおよび障害者用駐車スペースをそれぞれ1台以上。
- 自転車等駐車場の計算式 (55 m² 以上の住戸数 75 戸)
式: 75 × 2.0 = 150 台
(うち概ね 10% (15 台) をバイクの駐車スペースとする)

土地利用計画図 (例)

清掃施設 (協議)

ごみ・資源保管場所	11.00㎡	15.58㎡
粗大ごみ置場	3㎡以上	5.14㎡

緑化 (計画)

接道緑化(長さ)		66.67㎡
敷地内緑化(面積)		134.53㎡

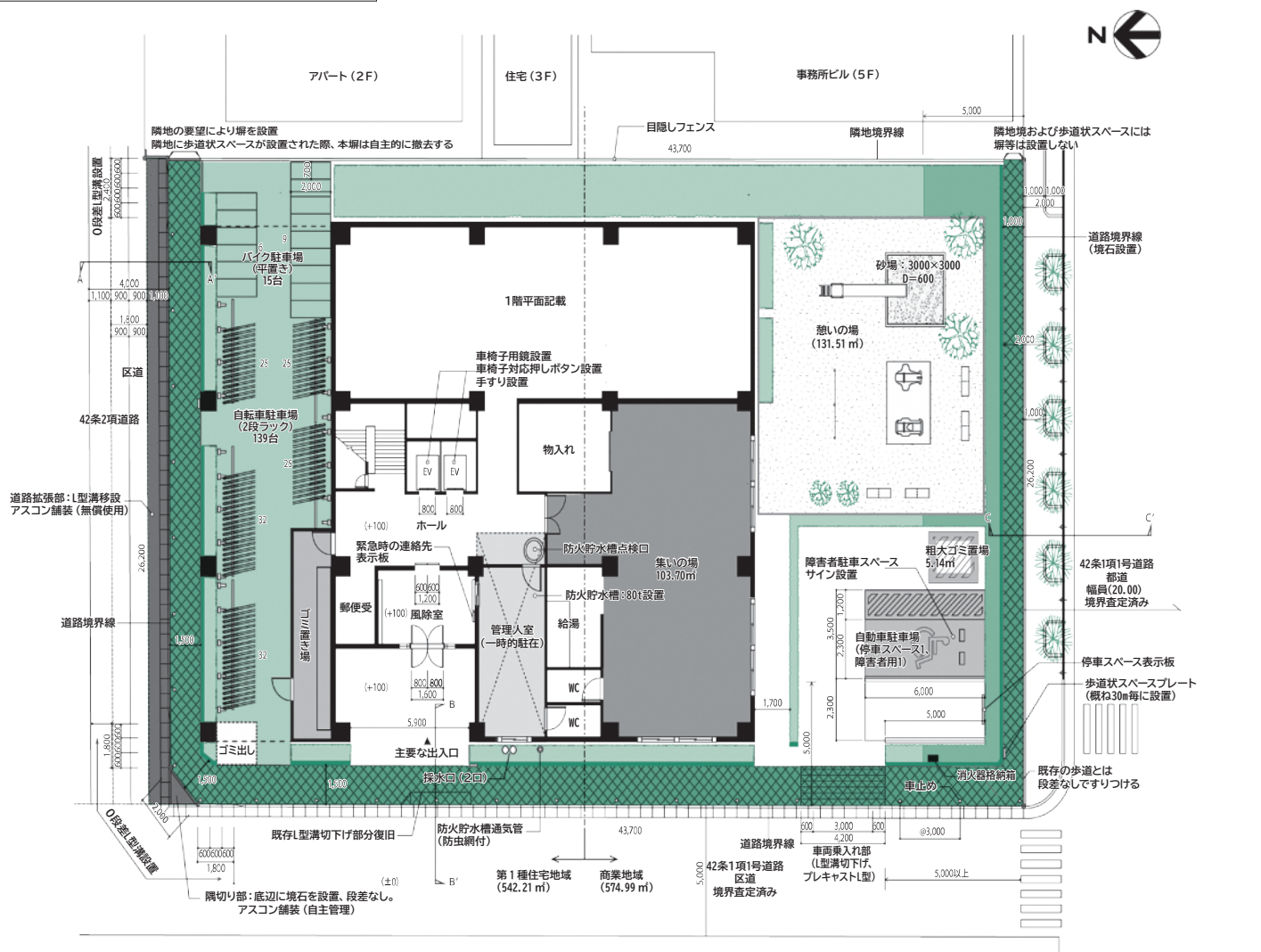
42条2項道路

延長(長さ)	11.00㎡	26.20㎡
範囲(面積)	3㎡以上	30.12㎡

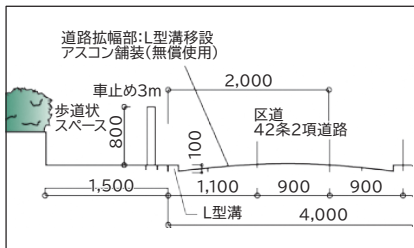
敷地内設備

記号	名称	仕様	数量	備考
○	ポール型車止め	ステンレス製 H=800φ120	22本	ヘアライン仕上 固定式
□	歩道状スペース	透水性インターロッキングブロック舗装		100×200 目地砂式
□	歩道状スペース(乗り入れ部)	インターロッキングブロック舗装		コンクリート基礎
□	ウッドベンチ	450×1200 レッドウッド製	4箇所	沢ストリート株
○	スプリング遊具	FPP製 乗掃遊具	2箇所	金子遊具株
○	滑り台・砂場	L=3600 抗菌管理	1箇所	金子遊具株
—	鉄棒	H=900-1200	2連	沖山スポーツ株
□	ダスト舗装	A100ローム50% 荒木田50%		

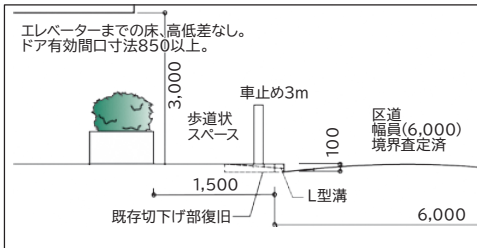
●憩いの場に設備する遊具については、通常の使用に対して、十分に安全性を検討したものを選択した。



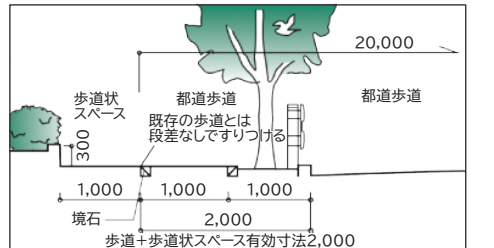
A-A' 断面図



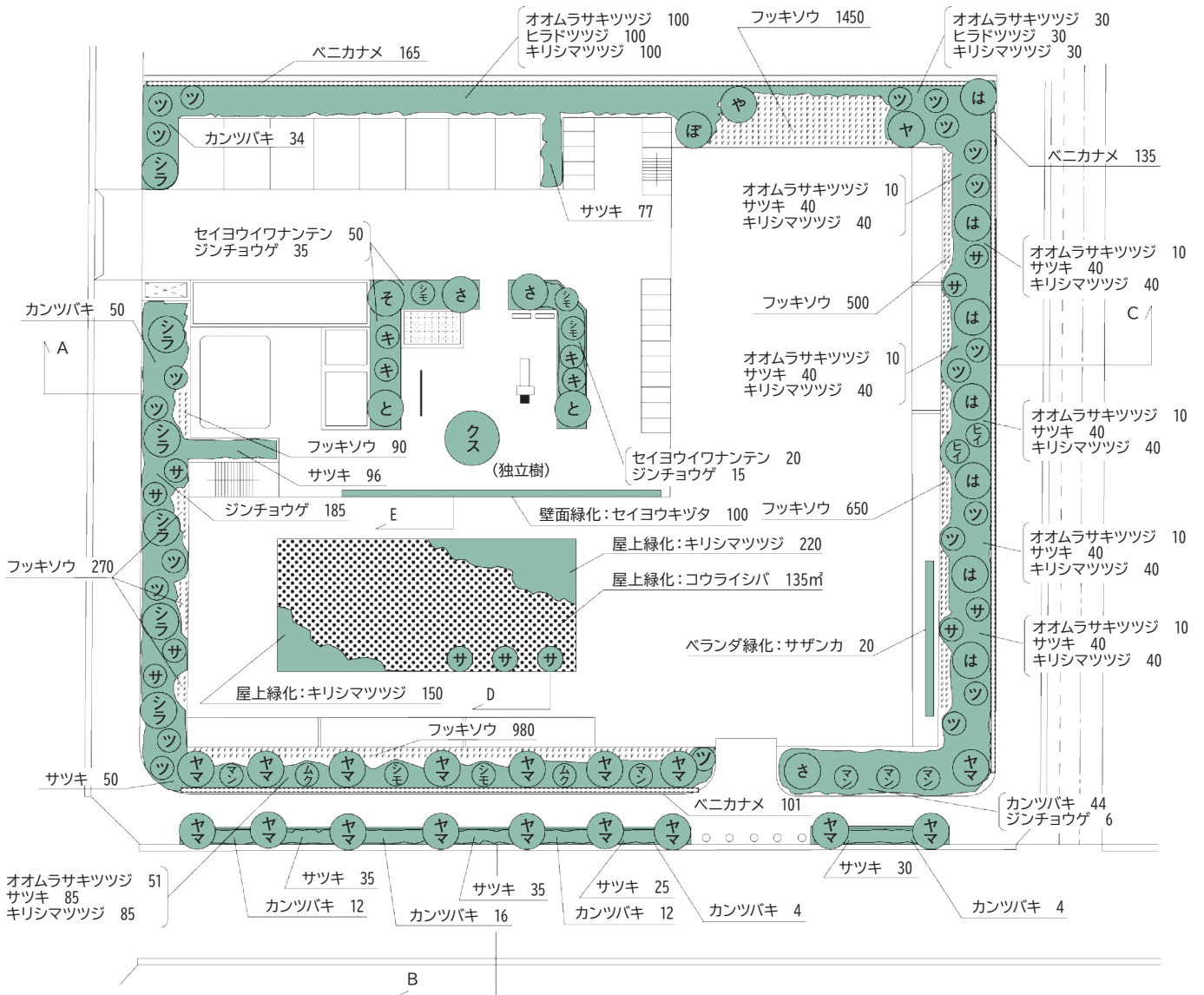
B-B' 断面図



C-C' 断面図

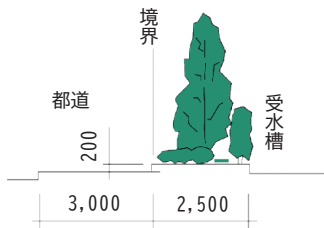


緑化計画平面図・断面図(例)

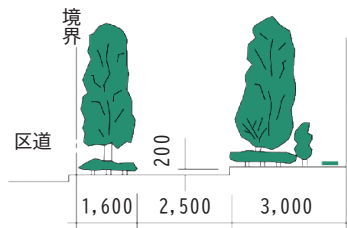


●断面図

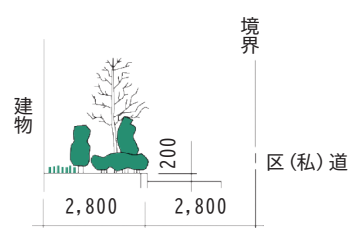
A断面



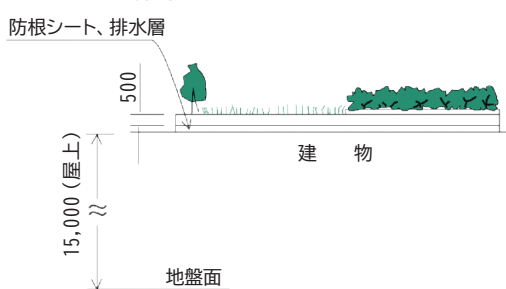
B断面



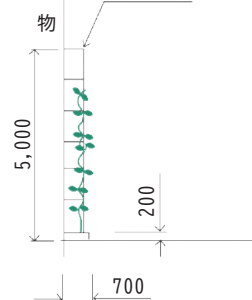
C断面



D断面



E断面



植栽樹木一覧表 (例)

地上部

記号	樹種名	H	C	W	数量	備考
	常緑高木					(支柱)
クス	クスノキ	8.0	0.7	3.6	1	地下支柱
シラ	シラカシ	5.0	0.2	1.5	6	二脚鳥居支柱
ヤマ	ヤマモモ	4.0	0.35	1.5	18	三脚鳥居支柱
ヤ	//	3.0	0.2	0.8	2	二脚鳥居支柱
	落葉高木					
は	ハナミズキ “サンセット”	3.0	0.15	1.0	7	二脚鳥居支柱添柱付
ぼ	ヤマボウシ	3.5	0.15	1.5	1	//
と	トウカエデ	3.5	0.15	1.5	2	//
そ	ソメイヨシノ	3.5	0.18	1.5	1	//
さ	サルスベリ	3.5	0.30	2.0	2	二脚鳥居支柱
	高木合計				40	
	常緑中木					
ツ	ヤブツバキ	1.8	-	0.5	21	竹三本支柱
サ	サザンカ	1.5	-	0.5	8	//
キ	キンモクセイ	1.5	-	0.4	4	//
ヒイ	ヒイラギモクセイ	1.5	-	0.5	2	//
	落葉中木					
ムク	ムクゲ “白花笠”	1.8	-	0.5	2	竹三本支柱
シモ	シモクレン	1.5	-	0.5	5	//
マン	マンサク	v	-	0.5	5	//
	中木合計				47	

※H=高さ
C=幹周り
W=幅

記号	樹種名	H	C	W	数量	備考
	常緑低木					(支柱)
	カンツバキ	0.4	-	0.5	176	4株/㎡
	サツキ	0.3	-	0.3	673	10株/㎡
	オオムラサキツツジ	0.4	-	0.4	241	6株/㎡
	キリシマツツジ	0.4	-	0.3	455	10株/㎡
	ヒラドツツジ	0.6	-	0.6	130	3株/㎡
	ジンチョウゲ	0.5	-	0.4	301	6株/㎡
	セイヨウイワナンテン	0.3	-	0.3	70	10株/㎡
	バニカナメ生垣	1.2	-	0.3	401	3株/㎡生垣支柱
	低木合計				2,447	
	地被類					
	フッキソウ		3芽立	9.0	110㎡	36株/㎡
	地被類合計				110㎡	

バルコニー・屋上部

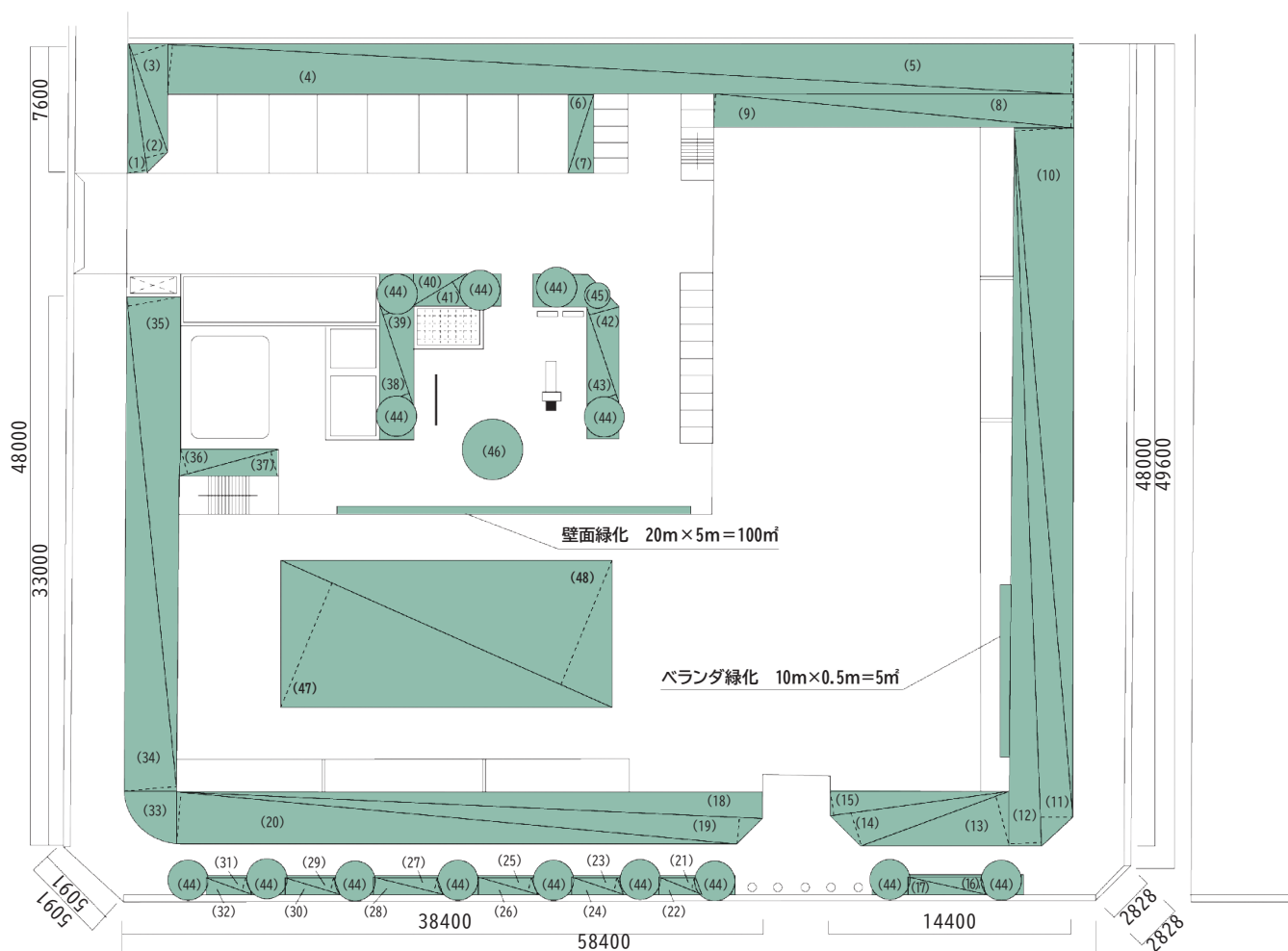
記号	樹種名	H	C	W	数量	備考
	常緑中木					
	サザンカ	1.5	-	0.5	23	竹三本支柱・布掛
	中木合計				23	
	常緑低木					
	キリシマツツジ	0.4	-	0.3	370	10株/㎡
	低木合計				370	
	地被類					
	コウライシバ				135㎡	
	地被類合計				135㎡	

注) 図面に記入することが困難な場合は、別表として添付してもよい。

樹種名は品種名だけでなく、必ず種名も記載すること。

(例: ×「ブルーパシフィック」→ ○「ハイネズ “ブルーパシフィック”」)

緑化面積等計算図 (例)



敷地面積	3293.93㎡	建築面積	1,270.40㎡
地上部基準緑化面積	296.46㎡	屋上・壁面・バルコニー等緑化基準面積	254.08㎡
地上部基準緑化率	9.00%	屋上・壁面・バルコニー等緑化基準率	20.00%
地上部緑化面積	758.92㎡	屋上・壁面・バルコニー等緑化面積	276.98㎡
敷地内地上部緑化率	23.03%	屋上・壁面・バルコニー等緑化率	21.80%
接道部長さ	163.92m		
接道部基準緑化長さ	114.74m		
接道部基準緑化率	70.00%		
接道部緑化長さ	149.32m		
接道部緑化率	91.09%		

緑化面積等計算書（例）

【地上部】

緑地No.	底辺	高さ	倍面積 (㎡)	面積 (㎡)
(1)	7.694	1.185	9.117390	4.558695
(2)	7.694	1.372	10.556168	5.278084
(3)	6.835	2.247	15.358245	7.679122
(4)	54.472	2.796	152.303712	76.151856
(5)	54.472	2.796	152.303712	76.151856
(6)	5.060	1.518	7.681080	3.840540
(7)	5.060	1.518	7.681080	3.840540
(8)	21.692	1.991	43.188772	21.594386
(9)	21.692	1.991	43.188772	21.594386
(10)	41.755	3.587	149.775185	74.887592
(11)	43.246	1.672	72.307312	36.153656
(12)	43.246	1.998	86.405508	43.202754
(13)	9.741	3.022	29.437302	14.718651
(14)	10.918	1.817	19.838006	9.919003
(15)	10.918	1.583	17.283194	8.641597
(16)	4.807	0.939	4.513773	2.256886
(17)	4.698	1.000	4.698000	2.349000
(18)	35.236	1.598	56.307128	28.153564
(19)	35.236	1.671	58.879356	29.439678
(20)	33.752	3.186	107.533872	53.766936
(21)	2.747	0.825	2.266275	1.133137
(22)	2.555	1.000	2.555000	1.277500
(23)	3.315	0.838	2.777970	1.388985
(24)	3.160	1.000	3.160000	1.580000
(25)	3.728	0.867	3.232176	1.616088

緑地No.	底辺	高さ	倍面積 (㎡)	面積 (㎡)
(26)	3.588	1.000	3.588000	1.794000
(27)	4.365	0.890	3.884850	1.942425
(28)	4.247	1.000	4.247000	2.123500
(29)	3.418	0.839	2.867702	1.433851
(30)	3.269	1.000	3.269000	1.634500
(31)	2.925	0.780	2.281500	1.140750
(32)	2.749	1.000	2.749000	1.374500
(34)	29.971	3.182	95.367722	47.683861
(35)	29.971	3.182	95.367722	47.683861
(36)	6.210	1.546	9.600660	4.800330
(37)	6.210	1.546	9.600660	4.800330
(38)	5.529	1.820	10.062780	5.031390
(39)	5.871	1.907	11.195997	5.597998
(40)	3.400	2.000	6.800000	3.400000
(41)	3.929	1.609	6.321761	3.160880
(42)	5.774	1.900	10.970600	5.485300
(43)	5.734	1.878	10.768452	5.384226
合計				675.64 *
緑地No.	計算式			面積 (㎡)
(33)	3.2×3.2×3.14×90/360			8.038400
(44)	1.2×1.2×3.14×14			63.302400
(45)	0.75×0.75×3.14			1.766250
(46)	1.8×1.8×3.14			10.173600
合計				83.28 *
総合計				758.92 *

注) *合計は少数点第3位以下を切り捨て、第2位まで表示する。

【屋上・壁面・ベランダ部】

緑地No.	底辺	高さ	倍面積 (㎡)	面積 (㎡)
(47)	21.770	7.900	171.983000	85.991500
(48)	21.770	7.900	171.983000	85.991500
壁面	20.000	5.000	—————	100.000000
ベランダ	10.000	0.500	—————	5.000000
総合計				276.98 *

※植栽地（屋上・壁面・ベランダ部も含む）は幅30cm以上としてください。（縁石は含まない）

※面積や延長の計測をCADを使って行った場合は、余白部分に「面積および延長はCADを利用して計測した」旨を明記してください。

※緑化面積等計算書についてはCADデータ（jww、ファイル、dxf、ファイル、dwgファイル）での提出も可能です。その場合、提出方法については事前に相談してください。（Auto-CAD、Jw-CAD、などの図面の場合）

植栽の時期及び年間管理作業表（関東南部標準）

植栽の時期については、下表を参考にしてください。どのような植物の場合も、新芽が芽吹く前が最適です。逆に真夏や真冬はどのような植物の植栽にも不適な時期です。

作業種目	内容	1 四半期			2 四半期			3 四半期			4 四半期			施工回数
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
植付け・補植	常緑樹	■		■	××××		■			××××××××××××××				春～梅雨 秋
	落葉樹				××××××××××××			■			×××	■		早春 秋～初冬
	針葉樹	■			××××××××			■			×××	■		早春～春 秋
高中木手入れ	落葉樹剪定					■					■			1～3回 ／2～3年
					軽剪定			基本剪定						
	常緑樹剪定		■				■							1～3回 ／2～3年
低木手入れ	刈込み		■						■					1～2回 ／年
除草	草丈に応じて 適時行う	■	■		■	■		■					■	適 宜
施肥	寒肥を主体に して行う	■			■						■	■		1回／年
		芽出し肥		追肥		寒肥								
灌水	新植樹や樹勢 の衰えた木	■			■									適 宜
病虫害防除		■									■			適 宜
		アブラムシ・アメリカシロヒトリ・ウドンコ病									カイガラムシ			
支柱取替	結束直し等				■				■	■				適 宜

■ 植栽・作業適期 ××× 不適期

	植物名	個人庭園・庭木向き	生垣向き	人工地盤向き	耐排ガス性	耐火性	耐刈込性	耐強光性	耐陰性	耐湿性	紅葉・新芽が美しい	花・実が美しい	生長が遅い	花・実・葉などの観賞時期											
														4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
落葉樹	ナツツバキ	○										葉	花												
	ハナミズキ	○	○									●	花												
	ハナモモ	○											花												
	ヤマボウシ	○										●	花												
	リョウブ	○								○			花												
針葉樹	イチイ	○	○	○	○		○		○				実												
	クロマツ	○		○						○			○												
	コウヤマキ	○					○			○	○														
	コニファー類	○	○	○			○	○				葉	○												
	ラカンマキ	○	○	○	○	○	○	○	○	○															

中木類

成木の樹高が3~5mを程度で、花や葉、実、樹形などを楽しむポイント植栽や高木と低木との空き空間の修景、目隠し植栽向けの種類

常緑樹	カクレミノ	○		○						○	○													
	キンモクセイ	○	○	○	○	○	○					花												
	ツバキ類	○	○	○	○	○	○		○			花	○											
	モッコク	○		○	○	○	○	○		○														
落葉樹	キブシ	○										花												
	シモクレン	○		○							○	花												
	ハナカイドウ	○		○								花												
	ヒメリンゴ	○		○								●	花											
	マユミ	○										葉	実											
	マンサク	○										葉	花											
	ライラック	○		○									花											
ロウバイ	○		○									花												
針葉樹	カマクラヒバ	○	○	○			○						○											
特殊樹*	ソテツ	○		○																				
	タケ類	○																						
	ドラセナ	○		○								花												
	ヤシ類			○																				

生垣に向いている樹木

通常の生垣の高さは低木扱いとなります。※は樹高1.5m以上の単木植栽では、中木扱いが可能となる種類

常緑樹	アベリア	○	○	○	○		○	○				芽												
	イヌツゲ※	○	○	○	○		○	○	○			実												
	ウバメガシ※	○	○	○	○		○	○	○			花												
	カナメモチ※	○	○		○		○	○	○															
	キョウチクトウ		○	○	○	○	○	○				花												
	サカキ※	○	○	○	○	○	○		○															
	サザンカ類※	○	○	○	○	○	○		○			花	○											
	サンゴジュ※	○	○		○	○	○	○	○			●	花											
	シャリンバイ(立性)	○	○	○	○		○	○	○	○			花											

	植物名	個人庭園・庭木向き	生垣向き	人工地盤向き	耐排ガス性	耐火性	耐刈込性	耐強光性	耐陰性	耐湿性	紅葉・新芽が美しい	花・実が美しい	生長が遅い	花・実・葉などの観賞時期											
														4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
②ポイント植栽用低木（花や葉、実などの美しい種類を要所要所に1～数本配植し、景観の変化を楽しむ植栽に向けている種類）																									
常緑樹	カルミア	○										花		=====											
	コニファー類	○	○				○	○				葉	○												
	西洋シャクナゲ	○										花		=====											
	センリョウ	○								○		実													
	ナンテン	○	○							○	○	●		=====											
落葉樹	ガマズミ	○										●		=====											
	サンザシ	○	○	○			○					●		=====											
	ツルバラ	○	○	○								花		=====											
	トサミズキ	○	○	○			○					花		=====											
	ニシキギ	○	○				○					葉	実												
	ニワウメ	○		○								●		=====											
	ニワザクラ	○		○								花		=====											
	ハナズオウ	○		○								花		=====											
	ボケ	○	○	○			○					花		=====											
	ボタン	○										花	○		=====										
	ミツバツツジ	○										葉	花		=====										
	ミヤギノハギ	○					○					葉	花		=====										

つる・地被植物類

①巻つる性植物（巻つるや巻ひげなどで這い上がる種類。フェンスの緑化などに向いている）

常緑	カロライナジャスミン	○	○	○				○				花		=====											
	サネカズラ	○	○	○					○			●		=====											
	ツキヌキニンドウ	○	○	○				○				花		=====											
	ムベ	○	○	○					○			●		=====											
落葉	アケビ	○	○									●		=====											
	クレマチス	○	○	○								花		=====											
	ツルウメモドキ	○	○	○								実		=====											
	フジ	○		○						○		花		=====											

②着生つる植物（茎から着生をのぼし這い上がる種類。石積みやコンクリートウォールなどの緑化に向いている）

常緑	アイビー（ヘデラ）	○	○	○			○		○																
	イタビカズラ	○		○			○	○	○																
	キツタ	○	○	○			○		○																
落葉	ナツツタ	○		○	○			○	○			葉													
	ノウゼンカズラ	○		○				○				花		=====											

③這性地被植物（つるやランナーを長くのぼす種類。石積みの上から垂らしたり、平坦地の緑化にも利用できる）

常緑	アイビー（ヘデラ）	○	○	○			○		○																
	シバザクラ	○		○								花		=====											
	ディコンドラ	○		○					○																
	マツバギク	○		○								花		=====											

植物名	個人庭園・庭木向き	生垣向き	人工地盤向き	耐排ガス性	耐火性	耐刈込性	耐強光性	耐陰性	耐湿性	紅葉新芽が美しい	花・実が美しい	生長が遅い	花・実・葉などの観賞時期														
													4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
④株立性地被植物（株又は短いランナーなどをのぼし地面を被う種類。狭い面積の緑化にも利用できる）																											
常緑	アジュガ	○									葉	花	=====														
	キチジョウソウ	○	○					○																			
	サギゴケ	○								○		花		=====													
	ササ類	○	○			○																					
	シャガ	○	○					○	○			花		=====													
	セイヨウイワナンテン	○	○			○			○		葉	花		=====													
	セキショウ	○						○	○																		
	ハイビヤクシン	○	○				○																				
	ヒバリカム・カリシナム	○	○			○						花		=====													
	フッキソウ	○	○			○	○																				
	マンリョウ	○	○					○				実	○														
	ヤブコウジ	○	○			○	○					実															
	ヤブラン	○	○					○				花		=====													
	リュウノヒゲ	○	○					○																			
落葉	オウバイ	○				○					花		=====														
	ヘメロカリス	○	○								花		=====														
⑤芝																											
夏緑種	コウライシバ	○	○				○																				
	ノシバ	○	○				○																				

注) 上記の表は、都市部の住宅地や公園などで育てられている大きさを基準に、高木・中本・低木の分類をしています。樹木は生長するため絶対的な分類ではありません。また、表中の樹木は代表的なもので、ここに掲げた以外にも各分類に当てはまる樹木の種類がたくさんあります。設計に当たっては、専門書で確認するなど樹種の選定には注意してください。特に繁殖力が強く近隣への影響が考えられる樹種を植樹する際は注意を要します。(例：シマトネリコ) なお、特殊樹やつる植物は高さが3mを超えていても中木として扱います。地域特性を活かした樹種の選定をお願いいたします。

- 凡例)
- ……………花と実の両方とも観賞できる種類
 - ===== ……花の観賞時期
 - ……新芽・新葉・紅葉などの観賞時期
 - ……実の観賞時期
 - 特殊樹* ……タケやササ類、亜熱帯系の植物など

みどりの顕彰制度

品川区では「品川区みどりの条例」に基づく「緑化完了届」が提出された建築物等を対象として、特に周辺地域の環境と景観の向上に資するような優れた緑化が行われた物件を顕彰しています。(完了届提出の次年度)



顕彰には「緑化大賞」と「緑化賞」があります。緑化大賞には賞状と顕彰標示プレートを、緑化賞には賞状を贈呈し、緑化に対する貢献と意識の高さを称えます。

顕彰の対象は「事業者」、「設計者」および「管理者」です。



屋上緑化等助成

品川区では建物の屋上やバルコニー、壁面などを緑化（菜園含む）しようとする方に対して、工事費の一部を補助します。

《助成を受けられる方》

品川区内の民間建築物を所有し、以下の条件を満たし、関連法令等に違反しない緑化を行なう方です。

- ①既に建築されている建築物の屋上、バルコニー、壁面等を新たに緑化される方
- ②新たな建築行為に伴って、屋上、バルコニー、壁面等を緑化される方
（ただし、みどりの条例に基づく緑化計画書の提出が求められている物件に関しては、基準を上まわった部分が対象となります。）

《助成費用の考え方》

- ①下記の表で算出した額と、実際に要した費用の半額とのいずれか小さい額以内を助成します。
- ②プランターは容積100リットル以上が条件です。
- ③助成対象面積は1㎡以上、助成額の上限は30万円です。

工 種		助 成 額
屋上、バルコニー 緑化	プランター等	見積もり額の半額
	土厚15cm未満	10,000円/㎡
	土厚15cm以上35cm未満	15,000円/㎡
	土厚35cm以上	30,000円/㎡
壁面緑化	フェンス等補助資材	15,000円/㎡



緑豊かな街なみづくり助成 (生垣助成)

品川区では生垣・植栽を接道部に設置する場合に、その外の植込縁石・フェンス設置などを含めた費用の一部を補助します。

《助成を受けられる方》

次の土地を所有または管理する方。

- 住宅の敷地 ●駐車場の敷地 ●事務所・事業所の敷地 ●工場・倉庫の敷地
- その他区長が特に必要と認めるもの

(ただし、「品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱」の適用を受ける事業者及び「品川区みどりの条例」に基づく緑化計画書の提出を義務付けられている物件に関しては対象となりません)



保存樹制度

地域のシンボルとなっているような古木や大木などを、所有者の同意を得て、保存樹に指定しています。

指定された場合も、所有者は保存樹をつねに良好な状態に保つよう維持管理することをお願いします。所有者の負担を軽減するため、所有者からの申請により、区は保存樹に対して次のことを区の費用負担で実施しています。

- ①保存樹木の剪定（3年度以上に1回）
- ②病害虫駆除・カラス巢の撤去（発生主義：随時）
- ③保存樹木の診断

保存樹木の指定基準は、地上1.5mの高さにおける幹回りが1.2m以上の立木です。指定手続時には区の現地確認も必要となります。

また、指定後に、やむを得ず指定解除する場合は区長への届出が必要になります。



様

品川区長



緑化確認通知書

年 月 日付で届出のあった緑化完了届のとおり緑化が完了していることを確認しましたので、品川区みどりの条例施行規則第10条第4項の規定により通知します。

記

※には記入しないでください

建築物等の概要	建築物等の名称			番号	※ No. -			
	所在地	品川区	丁目	番	号	受付	※ 年 月 日 ()	
	用途地域		建築物用途		法定建蔽率	%		
	敷地面積	m ²	建築面積	m ²	建蔽率	%		
	施工予定	着工 年 月 日 ~ 完了 年 月 日			総合設計制度等			
	設計者	住所		担当者				
	氏名		電話					
施工者	住所		担当者					
	氏名		電話					
緑化計画			基準値	計画値	計画値の内訳			
	接道部	接道部長さ	m					
		緑化率	%	%	地上部	m		
		緑化長さ	m	m	壁面・ベランダ等	m		
	敷地内	地上部	緑化率	%	%			
			緑化面積	m ²	m ²	※屋上等への振替面積 () m ²		
			高木 (H≧3m)	本	本	(うち既存木 本)		
			中木 (3m>H≧1.5m)	本	本	(うち既存木 本)		
			低木 (1.5m>H)	株	株	(うち既存木 株)		
			地被類・その他		地被類	m ² ・株	その他	m ² ・株
	敷地内	屋上部 敷地面積1,000m ² 以上の場合は必須	緑化率	%	%	屋上	m ²	
			緑化面積	m ²	m ²	壁面	m ²	
						ベランダ	m ²	
敷地内緑化合計		%		※地上部への振替面積 () m ²				
※								
※備考	担当	防災まちづくり部公園課みどりの係		氏名	電話			
	処理経過	年 月 日						
		年 月 日						
		年 月 日						
		年 月 日						
		年 月 日						

品川区長あて

決	課長	係長	係員	公印照合
裁				

年 月 日

緑化完了届

代理人 住所
氏名
電話 ()

事業主 住所
氏名
電話 ()

(法人にあっては、その事務所の所在地、名称および代表者の氏名)

品川区みどりの条例施行規則第10条第3項の規定により、下記のとおり
緑化完了届を提出します。

記

※には記入しないでください

建築行為等の概要	建築物等の名称			番号	※ No. -	
	所在地	品川区	丁目	番	号	
	用途地域		建築物用途	法定建蔽率	%	
	敷地面積	A m ²	建築面積	B m ²	建蔽率	%
	施工予定	着工 年 月 日 ~ 完了 年 月 日			総合設計制度等	
	設計者	住所 氏名	担当者 電話			
施工者	住所 氏名	担当者 電話				
緑化計画			基準値	計画値	計画値の内訳	
	接道部	接道部長さ	m			
		緑化率	%	%	地上部 m	
		緑化長さ	m	m	壁面・バルコニー等 m	
	敷地内	地上部	緑化率	%	%	
			緑化面積	m ² C	m ²	※屋上等への振替面積 () m ²
			高木 (H≧3m)	本	本	(うち既存木 本)
			中木 (3m>H≧1.5m)	本	本	(うち既存木 本)
			低木 (1.5m>H)	株	株	(うち既存木 株)
		地被類・その他		地被類	m ² ・株 その他 m ² ・株	
敷地内	屋上部 敷地面積1,000m ² 以上の場合は必須	緑化率	%	D/B %	屋上 m ²	
		緑化面積	m ²	D m ²	壁面 m ²	
					バルコニー m ²	
敷地内緑化合計		E/A	%	C+D=E	m ²	
※						
※処理欄	担当	防災まちづくり部公園課みどりの係		氏名	電話	
	処理経過	年 月 日	緑化完了届受理			
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日	確認 (区長印押印済)			
		年 月 日	確認通知書交付			

※正本には第10号・第11号様式を綴じてください ※副本には第11号様式のコピーを綴じてください

様

品川区長



緑化計画認定通知書 〔当初、変更（第 回）〕

年 月 日付で提出された緑化計画を認定いたしましたので、
品川区みどりの条例施行規則第10条第2項の規定により通知します。

記

※には記入しないでください

建築行為等の概要	建築物等の名称		番号 ※ No. -				
	所在地		受付 ※ 年 月 日 ()				
	用途地域		建築物用途		法定建蔽率 %		
	敷地面積 m ²		建築面積 m ²		建蔽率 %		
	施工予定		着工 年 月 日 ~ 完了 年 月 日		総合設計制度等		
	設計者		住所 担当者		氏名 電話		
緑化計画内			基準値	計画値	計画値の内訳		
	接道部	接道部長さ		m			
		緑化率		%	%	地上部 m	
		緑化長さ		m	m	壁面・ベランダ等 m	
	敷地内	地上部	緑化率		%	%	
			緑化面積		m ²	m ²	※屋上等への振替面積 () m ²
			高木 (H≧3m)		本	本	(うち既存木 本)
			中木 (3m>H≧1.5m)		本	本	(うち既存木 本)
			低木 (1.5m>H)		株	株	(うち既存木 株)
			地被類・その他			地被類	m ² ・株 その他 m ² ・株
	敷地内	屋上部 敷地面積1,000m ² 以上の場合は必須	緑化率		%	%	屋上 m ²
			緑化面積		m ²	m ²	壁面 m ²
					ベランダ m ²		
敷地内緑化合計			%		m ²		
※							
※備考	担当	防災まちづくり部公園課みどりの係		氏名	電話		
	処理経過	年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					

決	課長	係長	係員	公印照合
裁				

品川区長あて

年 月 日

緑化計画書

〔当初、変更（第 回）〕

代理人 住所
氏名
電話 ()

事業主 住所
氏名
電話 ()

(法人にあっては、その事務所の所在地、名称および代表者の氏名)

緑化計画に関する権限を左記代理人に委任する。

品川区みどりの条例第13条第1項および第2項の規定により、下記のとおり
緑化計画書を提出します。

記

※には記入しないでください

建築物等の概要	建築物等の名称			番号	※ No. -			
	所在地	品川区	丁目	番	号			
	用途地域		建築物用途	法定建蔽率	%			
	敷地面積	A m ²	建築面積	B m ²	建蔽率	%		
	施工予定	着工 年 月 日 ~ 完了 年 月 日			総合設計制度等			
	設計者	住所 氏名		担当者 電話				
緑化計画内			基準値	計画値	計画値の内訳			
	接道部	接道部長さ	m					
		緑化率	%	%	地上部	m		
		緑化長さ	m	m	壁面・バルコニー等	m		
	敷地内	地上部	緑化率	%	%			
			緑化面積	m ²	C m ²	※屋上等への振替面積 () m ²		
			高木 (H≧3m)	本	本	(うち既存木 本)		
			中木 (3m>H≧1.5m)	本	本	(うち既存木 本)		
			低木 (1.5m>H)	株	株	(うち既存木 株)		
		地被類・その他		地被類	m ² ・株	その他	m ² ・株	
	屋上部 <small>敷地面積1,000m² 以上の場合は必須</small>	緑化率	%	D/B %	屋上	m ²		
		緑化面積	m ²	D m ²	壁面	m ²		
バルコニー					m ²			
敷地内緑化合計			E/A %	C+D=E m ²				
※								
※処理欄	担当	防災まちづくり部公園課みどりの係		氏名		電話		
	処理経過	年 月 日	緑化計画書受理					
		年 月 日						
		年 月 日						
		年 月 日	確認 (区長印押印済)					
		年 月 日	確認通知書交付					

※正本には第8号・第9号様式を綴じてください ※副本には第8号様式のコピーを綴じてください

(公共施設の緑化基準)

第八条 条例第十一条に規定する規則で定める基準は、別表第一に定めるとおりとする。

(民間施設の緑化基準)

第九条 条例第十二条第一項に規定する規則で定める基準は、別表第二に定めるとおりとする。

(緑化計画書)

第十条 条例第十三条第一項および第二項に規定する緑化計画書の提出は、緑化計画書(第八号様式)に緑化に関する計画を明らかにする図面等を添えて行なわなければならない。

2 区長は、前項の緑化計画書を認定したときは、緑化計画書認定通知書(第九号様式)により通知する。

3 前項の通知を受けた者は、その緑化を完了したときは、緑化完了届(第十号様式)に緑化の完了したことが明らかになる図面等を添えて区長に提出しなければならない。

4 区長は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る緑化が完了したと認めるときは、緑化確認通知書(第十一号様式)により通知する。

(モデル地区の指定基準)

第十一条 条例第十四条第一項に規定するモデル地区は、次に掲げる地区とする。

一 みどりの保全モデル地区 緑被率が比較的高い地域において、今あるみどりの保全を図る地区

二 みどりの推進モデル地区 緑被率が比較的低い地域において、緑化の推進を図る地区

2 前項に規定するモデル地区は、一町会の区域を標準とする。

(モデル地区の指定の公表)

第十二条 条例第十四条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)に規定する公表は、次の事項を区の広報紙に掲載する方法等により行う。

一 モデル地区の名称および位置

二 モデル地区の区域および面積

(みどりの協定の申請)

第十三条 条例第十五条第一項に規定するみどりの協定の認定を受けようとする区民または事業者は、みどりの協定認定申請書(第十二号様式)により区長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請に当たっては、図面、写真その他協定の内容を明らかにする書類を添付しなければならない。

3 区長は、第一項の規定により認定の申請を受けたみどりの協定について条例第十五条第二項の規定に基づき認定したときは、みどりの協定認定書(第十三号様式)を交付する。

(みどりの協力員)

第十四条 条例第十六条に規定するみどりの協力員の定数は、五十人以上とする。

2 みどりの協力員の任期は、二年とし、再任を妨げない。

3 みどりの協力員に欠員が生じた場合は、補欠のみどりの協力員を置くことができる。ただし、補欠のみどりの協力員の任期は、前任者の残任期間とする。

(身分証明書)

第十五条 条例第二十條第二項に規定する身分を示す証明書は、第十四号様式によるものとする。

(違反行為の公表の方法)

第十六条 条例第二十二條に規定する公表は、区の広報紙に掲載する方法等により行う。

(委任)

第十七条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に区長が定める。付則

この規則は、平成六年七月一日から施行する。

品川区みどりの条例施行規則（平成六年六月一日・品川区規則第二十八号）

（趣旨）

第一条 この規則は、品川区みどりの条例（平成六年品川区条例第十九号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 法定建蔽率 建築基準法（昭和二十五年法律第二〇一号）

第五十三条に規定する建蔽率の最高限度をいう。

二 総合設計制度等 建築基準法第五十九条の二、第八十六条第一項から第四項までまたは第八十六条の二第一項から第三項までに規定するものをいう。

三 再開発等促進区 都市計画法（昭和四十三年法律第一〇〇号）第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区をいう。

四 高度利用地区 都市計画法第八条第一項第三号の高度利用地区をいう。

五 特定街区 都市計画法第八条第一項第四号の特定街区をいう。

六 建築面積 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三三八号）

第二条第一項第二号に規定する面積をいう。

（保存樹木等の指定基準）

第三条 条例第七条第一項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 樹木 地上一・五メートルの高さにおける幹回りが一・二メートル以上の立木

二 樹林 樹林（樹冠にすきまがない立木の集団で、前号の基準に

該当する樹木を一本以上含むものをいう。）の面積が三百平方メートル以上あるもの

三 生け垣 高さが〇・九メートル以上で、その長さが三十メートル以上あり、かつ、良好な管理が行われているもの

四 前三号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるものの

（保存樹木等の指定手続）

第四条 条例第七条第一項に規定する所有者等の同意は、指定同意書（第一号様式）によるものとする。

2 条例第七条第二項に規定する通知は、指定通知書（第二号様式）によるものとする。

（標識および台帳）

第五条 条例第七条第三項に規定する標識は、指定標識（第三号様式）によるものとする。

2 条例第七条第三項に規定する台帳は、指定台帳（第四号様式）によるものとする。

（変更届）

第六条 条例第九条に規定する届出は、変更届（第五号様式）によるものとする。

（保存樹木等の指定解除）

第七条 条例第十条第二号に規定する申出は、指定解除申出書（第六号様式）によるものとする。

2 条例第十条第三号に規定する保存樹木等として相当でなくなったときとは、保存樹木等が第三条各号に規定する基準に該当しなくなったときとする。

3 区長は、条例第十条の規定により保存樹木等の指定の解除をしたときは、指定解除通知書（第七号様式）により所有者等に通知する。

第十五条 みどりを保護し、育成しようとする者が、その所有し、または管理する土地について、みどりの保護および育成に関する協定（以下「みどりの協定」という。）を締結した場合は、みどりの協定書を作成し、区長に提出してその認定を求めることができる。

2 区長は、みどりの協定が、この条例の目的に照らして適当であると認めるときは、これを認定するものとする。

3 区長は、みどりの協定を認定したときは、当該協定に係る土地のみどりの保護および育成に必要な措置を講じることができる。

4 第一項および第二項の規定は、みどりの協定の廃止および変更について準用する。

（みどりの協力員）

第十六条 区に、みどりの協力員を置くことができる。

2 みどりの協力員は、区民のうちから区長が委嘱する。

3 みどりの協力員は、区が実施するみどりの保護および育成に関する施策に協力するとともに、地域における緑化の推進に努めなければならない。

（自主的団体の育成）

第十七条 区長は、区民が組織するみどりの保護および育成に関する活動を行う自主的団体の育成を図らなければならない。

（普及啓発）

第十八条 区長は、広報活動等を通じて、みどりの保護および育成に関する知識の普及および啓発を図らなければならない。

（助成）

第十九条 区長は、みどりの保護および育成に関し必要があると認めるときは、予算の範囲内で当該費用の一部を助成することができる。

（実地調査）

第二十条 区長は、みどりの保護および育成の状況等を把握するため必要があると認めるときは、区長が指定する職員に実地調査をさせ

ることができる。

2 前項の規定により実地調査に当たる職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（国等に対する要請）

第二十一条 区長は、この条例の目的を達成するため、必要があると認めるときは、国および地方公共団体等に対して、その所有し、または管理する土地もしくは施設等におけるみどりの保護および育成について、協力を要請することができる。

（違反行為の公表）

第二十二条 区長は、この条例の規定に違反した者があるときは、その違反の事実を公表することができる。

（委任）

第二十三条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付則

1 この条例は、平成六年七月一日から施行する。

2 この条例の施行前に品川区樹木の保存に関する要綱（昭和六十年品川区要綱第二百五十三号）の規定により区長が行った保存樹木等の指定その他の行為は、この条例の相当規定により区長が行った保存樹木等の指定その他の行為とみなす。

四 住所または氏名を変更したとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、保存樹木等に異変があったとき。

(指定の解除)

第十条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保存樹木等の指定を解除することができる。

一 前条第一号または第二号の届出があったとき。

二 保存樹木等の所有者等から指定の解除の申出があったとき。

三 保存樹木等として相当でなくなったと認めるとき。

(公共施設の緑化)

第十一条 区長は、区が設置し、または管理する道路、河川、公園、学校、庁舎その他の施設について、規則で定める基準により緑化に努めなければならない。

(民間施設の緑化)

第十二条 区民および事業者は、当該住宅、事業所等の敷地について、規則で定める基準により緑化に努めなければならない。

2 区長は、前項の規定に基づき緑化を行う者に対して、緑化に関する相談、指導、助言および助成を行うことができる。

(建築行為等の届出)

第十三条 敷地面積三百平方メートル以上の次の各号のいずれかに該当する建築行為等を行うおとする者は、事前にその建築行為等に係る敷地（敷地面積が一千平方メートルを超えるものにあつては、規則で定める当該建築物の屋上、壁面、ベランダ等を含む。）の緑化に関する計画書（以下「緑化計画書」という。）を区長に提出し、認定を受けなければならない。

一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条第一項に規定する確認を必要とする建築行為

二 建築基準法第十八条第二項に規定する通知を必要とする建築行為

三 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項に規定する開発行為

四 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百五十五号）第二条第一項第八号に規定する指定作業場を設置する行為

2 国または地方公共団体が、その有する敷地において建築行為等を行う場合における前項の適用にあつては、同項中「三百平方メートル」とあるのは「二百五十平方メートル」と、「一千平方メートル」とあるのは「二百五十平方メートル」とする。

3 前二項に規定する緑化計画書は、第十一条または前条に定める基準に適合するものでなければならない。

4 区長は、第一項および第二項に規定する緑化計画書の認定を受けられないで建築行為等を行うおとする者または認定を受けた緑化計画書の内容に違反し、もしくはその履行をしない者に対して、緑化計画書の認定を受けるようまたは認定を受けた緑化計画書の内容を履行するよう勧告することができる。

(モデル地区の指定)

第十四条 区長は、みどりの保護および育成に関する施策を推進するため、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、みどりのモデル地区（以下「モデル地区」という。）を指定することができる。

2 区長は、前項に規定するモデル地区を指定しようとするときは、あらかじめ当該区域内の区民の意見を聴くものとする。

3 区長は、モデル地区を指定したときは、その旨を公表する。

4 区長は、モデル地区を指定したときは、みどりの保護および育成に必要な措置を講じることができる。

5 第三項の規定は、モデル地区の指定の解除について準用する。

(みどりの協定)

品川区みどりの条例（平成六年三月三十日・品川区条例第十九号）

（目的）

第一条 この条例は、品川区（以下「区」という。）におけるみどりの保護および育成に関し必要な事項を定めることにより、区、区民および事業者が一体となってみどり豊かなまちづくりを図り、もつて区民のうるおいと安らぎのある快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 みどり 樹木、樹林、生け垣、草花、草地等をいう。
- 二 事業者 商業、工業、建設業その他の事業活動を行う者をいう。

（区長の責務）

第三条 区長は、この条例の目的を達成するため、みどりの保護および育成に関する施策を実施しなければならない。

（区民および事業者の責務）

第四条 区民は、みどりの保護および育成に努めるとともに、みどりの保護および育成に関する区の施策に協力しなければならない。

2 事業者は、事業活動を行うに当たっては、みどりの保護および育成に努めるとともに、みどりの保護および育成に関する区の施策に協力しなければならない。

（計画の策定等）

第五条 区長は、みどりの保護および育成に関する計画を策定するとともに、みどりの実態の把握に努めるものとする。

（自然環境の保全）

第六条 区長、区民および事業者は、みどりの保護および育成に必要な

な大気、水、土壌等の自然環境を良好に保全するよう努めなければならない。

（保存樹木等の指定）

第七条 区長は、規則で定める基準に該当するみどりのうち、特に保護する必要があると認めるものについては、そのみどりを所有し、または管理する者（以下「所有者等」という。）の同意を得て、保存樹木または保存樹林（以下「保存樹木等」という。）として指定することができる。

2 区長は、保存樹木等を指定したときは、その旨を所有者等に通知するものとする。

3 区長は、保存樹木等を指定したときは、その旨を表示する標識を設置するとともに、保存樹木等に関する台帳を作成しなければならない。

4 区長は、保存樹木等の所有者等に対して、その維持管理に関する指導、助言および助成をすることができる。

（所有者等の責務）

第八条 前条第一項の規定により指定された保存樹木等の所有者等は、当該保存樹木等が常に良好な状態を保つよう努めなければならない。（届出）

第九条 保存樹木等の所有者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

一 保存樹木等を伐採しようとするとき。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う場合を除く。

二 保存樹木等が滅失し、または枯死したとき。

三 保存樹木等またはその存する土地を譲渡しようとするとき。

緑化計画書の手引

平成7年4月 発行
平成10年10月 改訂
平成12年3月 改訂
平成13年3月 改訂
平成14年10月 改訂
平成15年9月 改訂
平成17年4月 改訂
平成21年10月 改訂
平成22年10月 改訂
平成24年4月 改訂
平成25年4月 改訂
平成26年4月 改訂
平成27年4月 改訂
平成28年4月 改訂
平成29年4月 改訂
平成30年4月 改訂
平成31年4月 改訂
令和2年4月 改訂
令和3年4月 改訂
令和4年4月 改訂
令和5年4月 改訂
令和6年4月 改訂
令和7年4月 改訂
令和8年4月 改訂

編集・発行 品川区防災まちづくり部公園課
〒140-8715 品川区広町2-1-36
☎03(3777)1111 (内)5506~5508



品川区